

第10日目（6月15日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴者の皆さん、早朝から大変ご苦勞さまでございます。よろしくお願いいたします。

○議 長 延会前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は、25名であります。

病院事業管理者から公務のため欠席、水道事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位9番、議席番号12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。傍聴者の皆様、ありがとうございます。

東京都知事からというような枕言葉も考えてきましたが、井口市長にできる一般質問もあと2回ということで、早速質問のほうに入らせていただきたいと思います。

1 現状の保育行政の課題について

(1)の現状の保育行政の課題についてでございます。保育行政のサービスを受ける方々の中で不公平感はないか、基準は適正かということであります。保育の過程がわかっている上での質問となりますけれども、現在我が市で行っている保育の認定区分について、2号、3号認定の保育必要量、認定期間の基準についてであります。就労の基準では、月に何時間勤めたかということが基準となっておりますけれども、主婦の方、皆様が働きたいかといえ、50%以上の方が専業主婦でいたいというようなアンケート結果を見たことがあります。さまざまな理由で働く女性が多いのも事実だと思っております。

主婦の家事は、朝早くから洗濯、また朝食の準備、弁当詰め、掃除、また夕食、食事が終わった後の洗い物、また子どもの送り迎えなどさまざまな家庭内での仕事が多いことだと思っております。専業主婦だと月に30万円以上の仕事とも言われています。この要綱にはそういった考慮がないということで、そのことについて市長はどう思われますか。

また、妊娠・出産の基準では出産日予定から6週間前の月から、また、出産後から8週経過する日の翌日が属する月末までとなっておりますが、前後を合わせても4か月となっており、例えば市の職員ですと3歳に達する前日まで育児休暇が可能、JAさんに聞いたところだと出産の翌日から1年と41日だそうです。調べたところ、出産後1年での職場復帰の方が多いと聞いております。

何が言いたいかということ、出産後1年くらいは母親が自分で見ることを、市役所やそこに準じているような職場は認めているということでもあります。この地域ではなかなか産休や育休などを取れない会社に勤めている方が多いのが実態であります。夜泣きなど、なかなか母親の身体が休まらないのも事実です。そのことでこの認定ですが、生まれてくる子どもを見るために上の子どもを保育園に通わせたい、また去年まで通っていたというお子さんが何人いても、産後約2か月後働かないと1号認定になる。求職活動3か月を合わせても5か月というような基

準になっておりますけれども、1号認定になると、認定こども園に教育の観点で約1日5時間、2時半くらいまでですか、見てもらうことになります。また、お金を出せば延長も認定こども園であれば可能でありますけれども、我が市は公設公営の保育園が多く、こども園で見られる人数も限られていると思います。

特例で自分の近くの保育園に入所することができますけれども、2時半までで、これでは延長ができないという基準になっております。産後1年は2号認定とすべきではないものか。もしくは特例ではなく近くの保育園に通い、延長もできるようにするべきかと私は思いますけれども、市長の見解を求めます。

このことも平成27年度の子ども子育て会議で定めたことですが、法律の部分などにとった上で、市の規約をまとめたものだと思いますが、なかなか子育てに関しては声が届きにくいのは、子育ては3年から5年たつと保育の観点から上がるというものが現状であり、なかなかその声が届いていないというのも現状だと思っております。

子ども子育て法の変更により、地方では非常にひずみが出てきていると思っております。特に子どもを見ても、施設や今後の考え方について国では、厚労省なのか、文科省なのか、両またぎの部分、国で方針が定まっていないことで公設の施設の多い我が市では、やはりやりづらい部分が出てきているのだと思っております。

国や政治家は子育てだ、子どもをもっとつくっていただきたいと言いつつも、実態とはなかなか異なるというのが現状であり、国は地方創生、1億総活躍社会と言っているのであれば、こういった子育てに関することは地方自治体に任せるべきだと思いますけれども、市長はどう思われますか。

例えば保育園や幼稚園に通う子どもの保護者は、国・市の恩恵を受けているが、子どもを家で見ていない方は、何も恩恵を受けていないという現状があります。市に権限がくるのであれば、保育園に入所したい方は全員いいですよと考えるか、もし、小学校に上がるまで家で見ていたら1子につき10万円の補助が出ますとなれば、保育行政も大変変わると思います。これについて市長はいかがお考えでしょうか。壇上からの質問を以上とさせていただきます。

○議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方、大変ご苦勞さまで。ありがとうございます。

1 現状の保育行政の課題について

塩谷議員の質問にお答え申し上げます。冒頭に申し上げますけれども、全く同じです。こういう実態をほとんど反映していない制度を国のほうの主導でつくって、それをそれぞれ状況の違う自治体が、全てこれを一律にやらなければならないなどということは、本来おかしいと思うのです。今おっしゃったように、義務教育は全員の子どもが学校に通えるわけですから、私はちょっと思っているのですけれども、高校くらいまでもう義務教育にすればいいではないかとか、あるいは保育園に入りたい人についてはやはり全部が入れるようなその部分にきちん

と光を当てていかないと、なかなか今の状況の中で子どもを増やそうとか、1億総活躍とかという話をしても、これは全く実態とかけ離れていると。これは国がわかっているのか、いないのかちょっとわかりません。

そこでまあ、これは私の考え方ですが、一応現行の部分だけをちょっと申し上げます。今おっしゃっていただきましたが、この平成27年度からスタートした、子ども・子育て支援の新制度、ここで市ではその中で子ども子育て会議を平成26年に設置をさせていただいたところがあります。この会議で保育施設の利用定員、あるいは子ども・子育て支援施策の総合的、あるいは計画的な推進に関して必要な事項、施策の実施状況を調査して、適正で公平な事業実施に役立てていくということでもあります。

支援事業計画の策定・変更を行うときは、この会議において保護者の代表、保育園長、関係団体の代表者の意見を聞いて実態を把握するとともに、保護者の意見、要望や現場の声を取り入れておりますが、取り入れられる部分は限定的であります。もろもろの支援制度がございませぬけれども、その適用にはやはり一定の基準が必要と、ここが問題なのですね、ここが問題です。原則としてその基準に沿った取り扱いを行うことが、これは一応法律的にこうなってしまったものですから、公平を保つ方法ということだと思っておりますけれども、現状に即していない。多様なニーズにも的確に対応するということですが、的確になかなか対応できていない、そういう現実だと思っております。

ですので、これはやはり、今いろいろここで申し上げても、負け犬の遠ぼえみたいになるのですけれども、これはやはり、それぞれ事情が違う自治体が1,700もあるわけですから、その実情に合わせたきちんとした制度——制度といいますかそれは自治体に、本当はもう任せていただければいいのですね。そして、保育園の必要な部分については当然ですけれども、国のほうで——子どもを育てる一番のもと国からですから、保育園の整備費も含めてきちんとした支援をしていくと。そういうことをやっていかないと、一律に北海道から沖縄まで同じ基準でぼんと決める、これはやはり改めていかなければならないと思っております。思っておりますが、なかなか我々の声が国政のほうに届くということでもないようでありますし、届いても、今のその国会議員の先生方は、本当に実態をわかってやっていらっしゃるのかどうか、それは大きな疑問であります。

ですので、そういうことは我々が声を大にして訴えていかなければならないと思っております。何とか裁量の範囲で、我々の与えられた裁量の範囲の中で、極力保育園にお子さんを預けたい方、預けなければならない状況の方を救済という意味ではないですけれども、我々が預けられるように知恵を絞っていくというのが現状であります。そのことについてはまた担当の課、部ともに常に念頭に置いて当たっておりますけれども、どうしても法律上、基準上適合しないような部分。しかし、それをではどうして保育園のほうで受け入れるかと言いますと、今度はそこが問題になってくる。結局そうなりますと措置費も国のほうから出てこないという問題も出てきますので、財政的にそう耐えられるものではないと、そういうジレンマに陥っているというのが今の私の率直な感想であります。答弁にはなりませんけれども、状況としてはそうい

うことであります。私の思いも、今、議員がおっしゃったと同じことでもありますので、よろしくお願いたします。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 現状の保育行政の課題について

非常に考えが同じということによかったと思います。国に会派とかで勉強会に行って、地方創生や1億総活躍の勉強をしても、地方とはなかなか現状は合っていないという部分で、官僚や国の職員の方には申し上げるところですけれども、実際がやはりそういうことだと思っております。

現状ですけれども、やはりこの1年ということのひずみで、我が市においてはこういったことで困っている保護者の方が少なくはないのが実態でございますけれども、そういった上で先ほど質問しました。就労の部分、2号、3号認定の中での就労の部分と、また、子どもの育休、出産、妊娠・出産にかかる基準の中で、非常にその法がかかっている部分というのわかりますが、市内でやはり困っている方がいるのも現状です。そういった中で、今ほども話しましたが、母親の仕事というのは家庭において本当に大変なものがあるとも思っておりますけれども、そこを何とか緩和する、打開する策というものを、できるだけ考えていかなければいけないものではないかと私は感じます。市長も同じ考えだとはわかりますが、ここに限って何か答弁があればおっしゃっていただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 現状の保育行政の課題について

実態的な部分についてももし必要であれば、担当部課長が今はこういう状況だということをご説明申し上げますが、家事であっても仕事だということですね。ここをどう判断をするか。こういう公の場にありますから、これをこうすればこうなるということは私の口からは申し上げられませんけれども、極力、緩和という意味ではないですけれども、まあその親御さんのことを思いながら措置をしているということをご理解をいただきたいと思っております。

しかし、全くいわゆる基準的なものに適合させてやりたいと思っても、大きくかけ離れているという部分もあるわけでありまして、その辺も含めて非常に苦しい今は選択だと思っております。実態については……（「実態はわかります」と叫ぶ者あり）わかる、そうですか。

国は、さっきもちょっと触れましたし、今でもそうですが、国の機関の地方移転ということ、政治家は華々しくばんと打ち上げて、さあ皆さん全部希望を出しなさいと言って、今どうなっているか。これは全部省庁の抵抗でほとんど何も実現しないという状況です。

それから、国会議員が官僚に動かされているという現実を、もっと国会議員の皆さん方も自覚しないとだめだと思っております。全くおかしいのです。そういう政治家があらわれることを願っているということではありますが。まあそれは別にいたしまして、極力我々も実情ですね、実情を理解しながら措置をしていきたいという思いは持っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 現状の保育行政の課題について

できるだけお願いしたいと思います。出産・妊娠ということでありますけれども、やはり公の職場というか結構でかい企業であれば、1年——市役所は3年となっておりますが、1年で復帰するというようになっていきますけれども、上のお子さんがいた場合、非常にやはり今、生まれたお子さんに対して手がかかる。先ほども申し上げましたけれども、夜泣きや何かでずっと寝ているということもできないという身体だと思っております。そういった中でやはり上のお子さんを保育に預けたい。そういった上では、やはり今の基準ではなかなか満足できるものではないものと私は感じております。そういった中で今ほど言いました法的なものもありますけれども、市で独自にこれは打ち出していくべきだと私は考えますが、その考えを市長に聞きたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 現状の保育行政の課題について

さっきもちょっと触れましたように、各自治体といいますか、首長に許されている範囲のことは、全部やろうと思っておりますよ。しかし、それがまあ規則的なもの、あるいは法律的なものに抵触するということになると、これはまあまあいつも言いますけれども、悪法も法なりということですから。そこに我々が抵触してやるということはできませんので、極力柔軟に解釈をしながら、やっていくということは今ほど触れましたように職員も同じ対応でやっております。まあまあ決まりきった、ここにこう書いてあるからだめだというような対応はしないように、これは嚴重に言っているわけでありますので、その点については議員のおっしゃるように、極力配慮はしながらやっていかなければならないという思いでは私はあります。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 現状の保育行政の課題について

新年度が始まって約2か月半が過ぎようとしています。そういう問題で非常に本当にこののはざまにきているところが大きいものだと思っております。これは現市長の役目だと私は思っておりますので、しっかりその辺を打開できるような形でやっていっていただきたいと思っております。

2 若年層の移住定住及び就業支援策について

2番目の質問に移らせていただきます。若年層の移住定住及び就業支援策についてでありますけれども、県のほうでやっております。うちの市も県に準じたことをやっているということで県の施策をとっているということでもあります。資料を見ますと、奨学金に関する部分での一部の補助というものが県のやつでは多いのかなと、それが一番大きなものかなと思っております。

各県内の自治体を見ても、何自治体かが独自の施策を打ち出しているわけですがけれども、その中を見ても大きい部分というと、魚沼市で在住をして1つの会社に勤めて半年たてば10万円というような一時金があるということが一番大きな部分。ほかはもっと小さい部分ではいろいろあるのしょうけれども、まあそこが一番大きな部分の施策かと思っております。我が市で独自

にそういった若年層を、また定住等々にかかることで独自の施策というものは考えられるかどうか、まず、最初にここをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 若年層の移住定住及び就業支援策について

我々も横並びの、県がこうしたからああしたということをやっているつもりは全くありません。しかし、今お話に出ました例えば魚沼市さんが、こういう条件を満たせば10万円出すとか、そういう金銭で釣るといふことについては、私は断固反対なのです。金銭で釣るといふことはやはり断固反対。ですので、出生、出産時にそのお子さん1人に50万円出せとか、100万円出せとかという話も——今ここであっているというわけではない——それは、やはりうまくない。

そういうことで、例えばここに移住していただいた。しかし、それはそのお金が目当てで移住してくるといふようなことであっては、とてもこれは我々がそれに対応できるものではありません。そういうことではなくて、例えば今のグローバルITとか、CCRCも含めてですけれども、これは相当市として独自のものです。奨学金制度については、今、教育委員会のほうでも検討していますけれども、これを貸与でなくて、支給型にするのかという、これもある意味公平性の観点から全てそうだということにはなかなかならないわけであります。

例えばやるとしても所得の制限だとか、いろいろなことが出てくる。全ての皆さんに何か一律にやろうとすると必ず公平であるか、不公平であるかという観点が出てくる。これは行政の宿命でありますから致し方ありませんが、我々も何て言いますか、金太郎あめみたいなことばかりやっているということではなくて、相当独自の部分を打ち出しながら、若者の皆さん方のU・Iターンも含めて、移住定住に取り組んでいるということをご理解いただきたいと思っております。どこも同じことではないと、我々は独自のものをきちんとやりながら。

きのうだかおとといもちょっと説明いたしましたが、これは県の制度を利用してという部分はありますよ。制度を利用してという部分はありますけれども、移住者についての住宅支援事業補助金だとか、こういう確保支援、住宅確保の支援、こういうこともやっているわけでありまして、就業の関係についても、相当のお金の部分ではなくて、行政として支援している。起業、会社を興す場合については、それぞれの基準にのっとった支援策も持っているということでもありますので、その大体脚光を浴びるのが何か無料にしたとか、お金をどんと出すとか、というのは非常に一見脚光を浴びますけれども、私はそれは長続きするものではないという、自分で感覚を持っております。その辺また何かご不満があれば、今おっしゃっていただければ、それはこうだというお話を申し上げますが、総体的に我が南魚沼市は相当独自の部分で、移住定住も含めた人口減対策をやっているということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 若年層の移住定住及び就業支援策について

わかりました。ハローワークで4月の段階のやつを調べますと、求人倍率はうちの市は高いわけですけれども、正規雇用という面でちょっとびっくりしたのが、正規雇用の分で46.4%というような正規雇用の枠。また、ハローワークですと3か月間というような枠の中でですと、

43%というような正規雇用の枠があるということを知って、いやもっと低いかないかと思っただけですけども、割に正規でとってくれるところが半分近くあるということは、そう仕事としても、まあ、仕事の中身としてマッチングがいないのですけれども、正規という雇用であれば、割りに多いのではないかなと私は感じました。

そういった部分で、Iターン・Uターンというような移住を目指していかなければいけないわけですけども、農地バンクや空き家バンクというようなものもあります。けれども、農地バンクに至っては農業者とかもう法律で限定されている中で、なかなか一般的には解放できないという部分です。もし、こちらに移住してくると、我が市にとっては農業というのはかなりの魅力があるものだとは思ってまして、こういったような法の緩和を求めるような思いというか、やはりうちの市からすればやはり農業と、本当にそう思いますので、そういうことについての考え方というのは市長いかがお思いでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 若年層の移住定住及び就業支援策について

農業に限って申し上げますと、確かに全くここに土地も持たない方が、農業をやりたいからといっておいでいただいて、では農地をすぐ取得できるかというところ、ご承知のようにこれはできないわけですね。ですので、貸借等でまずは始めていただくということだと思っております。農地法の中でなかなかこれが簡単ではありませんので。

ですので、そこをではどう緩和できるか。まあ、全然農業に関係がない人が来て農地を取得してやれるかというところ、これは今やれないということは申し上げたのですけれども、そういうことができるようにしたときに、農地の、何ていいますか、後々の保全的な部分について、非常に疑問が残るということをご承知だと思っております。来て買ってやってみただけでも、だめだったからまたどこかに売ったとか、これではなかなか農地も守れないわけです。現行の制度の中で、ではどうすれば自分でこちらに来て新規で農業を始めたらいいか。その支援制度といたしまして、まずは借りるということから始まってそういう部分というのは、きちんと農業委員会、あるいは農林課のほうで支援をしながらやっていくということになります。まずはそこから始めていただくという、農地に限って言えばそういうことだろうと思っております。そういう具体的な例があれば一生懸命支援し、相談に乗りながらやっていこうというふうには思っております。

新規就農者というのは、去年8件あったとかどうとか言っていますが、これはほとんどが家にいて農業をやっていないけれども、跡を継いだとかそういう部分がありますので、これは全くI・Uターンでこちらにおいでいただいて、新しくそこで農業を始めたということが全てではないわけですけども、本来そうやっていただきたいのです。ですので、その相談、支援体制は十分に整えてやっていこうと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 若年層の移住定住及び就業支援策について

次に空き家バンクですけども、現状市内では413件の空き家があるというふうに向って

るところです。実際、機能といたしまして空き家バンクということでの、行政とまたその不動産屋といましようか、そちらとの関係ですけれども、なかなかまだ実際が動いていないというのが実態でございます。そういった空き家をなくするという対策と、またそれをIターン・Uターンの方に売る、貸す、空き家バンクなのでそこはそういった業者が入って売るといふ形、分譲になると思うのです。そういったことをやることによって、市民の方は空き家を怖がっているというか、空き家を近所の方は大変だと思っていますのでそういうことや、住めるような家であれば県内外から、市内外からでも移住する方が増えるのではないかなと思います。そういった早期の取り組みについてどう思うか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 2 若年層の移住定住及び就業支援策について

この空き家問題につきましては、きのうだったかちょっと申し上げましたが、まだ我々はバンクというところには至っておりませんが、空き家の情報を国交省が全国規模で全部一律に載せてやるということになりましたので、その制度を利用しながら南魚沼市にはこういう部分がありますと、まず、これをやっていかなければならないわけですが、ただ、我々がバンクということ、おいでいただいた方に売り買ひの仲介をするとか、あるいは借りる仲介をするとかということは、これは若井議員が非常に詳しいのしょうけれども、なかなか我々がそこにそうそう——我々が買ひ取ってしまえば別ですけれども、そうではないわけですので、手は出せないわけですが、情報を広く全国に発信をするということについては、当然取り組む。今、取り組み始めておりますので。ただ、その特定をしなればなりませんので、そこを今特定中だと。400 幾つかだったか……（「413 です」と叫ぶ者あり）そういう部分を情報として全部、全国に流して、そして募るといふことも始めております。

それから、きのうちょっと触れましたがリフォームで、これは市外から入ってきた人ではなかったのですけれども、空き家になりそうなところを親と同居するために改修するとか、あるいは相続で親からもらった家を、そこに住むために、住まなければ空き家になるわけですが、改裝して入るとか、そういう方が5件だけあったのですね。ですので、そういう部分も、市内からそういうこともありますし、市外からの部分もあろうと思ひます。情報をまずは全部つまびらかに全国民の皆さんにまずは開示をして、こういうところ、こういういい家がありますといふことは一生懸命まずはやってみたいと思ひております。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 若年層の移住定住及び就業支援策について

市でも空き家ということ、413 件といふようなことを把握しているわけですので、その上で26 番議員は職業としてもかなり素晴らしい方だと思ひますので、いろいろ聞きながら、市としても早い対策を打っていったほうが、移住定住、また、空き家の恐れといふものがなくなると思ひますので、早めな対策を練るべきではないかと思ひます。期待して、ここの部分はあれですけれども。

次に高校生の新卒に対してですけれども、資料をいただひていまして、この平成27年度では

143人の方が高校を卒業して、こちらの魚沼地域ですから南魚沼市だけではないですが、就職をしたというような資料をいただいております。

そういった中で、ある企業の社長さんから、なかなか新規というものは投資の部分が多いということで、中途という部分のほうがいいんだよなというような話を聞いていたりもします。そういった新規採用の方々は、給料が決まって見えている中で自分もそこで働こうという気持ちで働くのでしょうか、そういったところで安い——新規ということになれば初任給は安いとは思いますが、初任給の部分や、またそういった方を使う企業に対して、今ほど市長は金銭的な面の補助というものはいかがなものかというような話をしていましたけれども、現状の社会では、やはり金銭的なものが生活の部分でかなりかかってくると思います。そういった部分の補助的なものというものは考えられるものでありますか。そういうことによって、地元に残る子どもたちも出てくるのかなと少しは思うのですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 若年層の移住定住及び就業支援策について

ある企業に就職をしたいけれども、初任給が安くて簡単に言うとだめだと。そこに行政として初任給を、企業が出す給料に上乘せができないかということだろうと思うのですね、端的に申し上げます。それはなかなか。ただ、例えば市として行政上でやるやらないは別にして、やれるということは、税の減免とか、そういうことについてはまた検討したり、あるいは議会の皆さん方のご理解を得られればやれる部分はあるかもしれませんが、お金をそのことに対して給付をしていくということ自体は、ちょっとこれはもうできることではないと思っております。何か特殊な部分があれば別です。特殊な部分があれば別ですけれども、じゃあ、企業に支援金として出して、企業がそれを勤めていただく方に配付するとか、給付するとかということも形としては出るのでしょうか、それはなかなか今、簡単ではない。

高校生は、今おっしゃいましたが希望した百数十人の方、全てが就職できたそうでありまして、求人のほうはその倍近くが確かあったと思うのです。ですので、非常に今は労働、高校生に限っては売り手市場ということですから、企業の皆さん方もどう対応するのか、これは別ですけれども。やはり、まだ私たちの市は、大企業的な部分と違うことがいっぱいですので、初任給の安さとかそういう部分は、給料だけを比べると確か出てくると思う。しかし、東京に住んでいるのとこちらに住んでいるのと、生活費が大きく違うわけですので、その辺も考慮していただければと思いますが、現金といいますか、給料の上乗せ分を市が何とかやるということについてはちょっとできかねるということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 若年層の移住定住及び就業支援策について

お金の、金銭面でということはあるですけども、今、「減免で」というような言葉が市長からありましたので、そういう面でどれだけ取り組めるかということ、やはり考えていただければと思います。

最後になりますけれども、市として高校生から——高校生が学校、専門学校や大学に行かれます。そういったことが、ここにあるのは塩沢商工の進路の手引きというあれですけれども、どこの学校に何人行ったかというものがこと細かく、多分どこの高校でも出ているものだと思います。こういったところに、今、市内で就職できる企業があるのであれば、やはりここを卒業する方に、市からうちの市ではこういう企業がある今あなたたちを求めていますよ、というようなマッチングの仕方ですよね。これをすることによって、非常に一旦出た子が戻ってくるものだと思います。多分、今、市ではそういうことは行ってないとは思いますが、そういった市内業者をこと細かく、卒業する子どもたちがどこの学校にいるかは、間違いなくこれでわかりますので、そういったような勧誘といいたいでしょうか、紹介といいたいでしょうか、そういったことをやっていくべきではないかなと私は思いますけれども、市長の見解を求めます。

○議 長 市長。

○市 長 2 若年層の移住定住及び就業支援策について

市が主導であるか否かは別にして、我が市内でも企業ガイダンス的なことはやっております、例えば、今、在校生の皆さん方にやる部分というのはいっぱいですね。ただ、ここから専門学校、あるいは大学に進学されてあちらこちらいろいろ行っているわけですから、その方たちに個別にということについてはなかなか、今、確かやっていませんし、やれていないと思います。企業のほうにそういう情報を流しながら、ただ、その何々君がどここの大学に行っているよとかという部分については、確か個人情報的な部分があって、我々が流せるものではないなとは思っております。

ただ、塩沢商工の卒業生が、例えばこういう専門学校、こういう大学に何人行っているよと、それはそれを見ればわかるわけですからね。そこの大学、あるいは専門学校のほうに話をさせていただいて、その皆さん方限定であるかどうかは別にして、その企業がその大学に行っているいろいろ求人活動をやるというのは、これは確か認められるわけでありますので、そこを市がどう取り持てるか。ただ、今、市の取り組みとしても相当いろいろのことをやっておりますので……何か言うことはあるか、ないか。企業ガイドというのは今言ったようにやっているわけです。そこまで今ありますから、また、今そういうご提案もありましたので、どこまで我々ができるか、それは検討しなければならぬと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 若年層の移住定住及び就業支援策について

学校に行っている方が就職のときに求めてくるのであれば、やはりそういうことは興味があって見てくるとは思うのですけれども、こちらからという発信力がそこにあれば、かなりプラスアルファで非常に戻ってくる確率が高いのではないかなと。マッチングさえうまくいけば高いものではないかなと思っております。市として個人情報ということも言いましたけれども、ここまで公に出ているので何々君というわけにはいかないかもしれませんが、どこに何人行っているというものはこと細かく出ていますので、やはりそういうふうにするによって市の人口減を抑えられる部分というものは、大きいものだと思います。最後に答弁を伺

って終わりにいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 若年層の移住定住及び就業支援策について

それはどこまで市がどうできるか、あるいは企業の皆さん方がそこにどうお答えができるかということは、きちんと今検討してみまして、できる部分については積極的に対応させていただこうと思っております。

○議 長 質問順位 10 番、議席番号 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。今回は2つの大項目であります。私もちょっとたまに考えてみたら、28歳で議員になって43歳になったので、15年議員かなどと思って、ちょっと自分でも驚いております。先ほど、よく、体形でも比較される人が一般質問をしましたので、その方に負けられないように一般質問したいと思います。それこそ傍聴者の皆様、ありがとうございます。

1 市内のグラウンドの芝生化を進めよ

大項目1点目ですが、市内のグラウンドの芝生化を進めよということです。何でこの質問をしたかと言いますと2点あります。1点は、今、非常に大原運動公園は、野球場もそうですし、多目的グラウンドも大変人気があります。そして、なかなか利用のほうが取れないというふうな声が最近聞かれてきております。例えば市民の少年スポーツ団とか、一般の市内の利用者たちとか、なかなか取れないんだよねというふうなのがあります。これは何でかということ、やはり大会をやったりとか、あと近所の学校、そして旅館とか、また大勢の市民が利用するから非常に競争率が高くなっています。これは本当にありがたいことだと思いますし、こういうところにはどんどん人気のある施設、できれば一番は集中して大原地域にやっていけばいいとも思うのですが、なかなかそうもいかないと思います。土地の問題とか第2期計画などというのもありますけれども、それはそれとして、ちょっと市内のグラウンド——社会教育が担当しているグラウンドでもいいですし、学校教育の担当しているグラウンドもいいですが、人工芝や天然芝生化を推進せよという、1つは観光とか一般、教育的、スポーツ的な見地からでの市内のグラウンドの人工芝、天然芝化を推進せよということです。

もう1つの視点というのは、過去にこれを平成22年に一般質問したのですが、学校の芝生化を進めろということも言いました。これは何でかと言いますと、いろいろ全国で人工芝を自分たち、子どもたちや近隣の方たちが張って、そこを1つのコミュニケーションにしたりして、外ではだして遊べる、外で芝生の上で遊ぶ楽しさ、喜びを知ってもらう。そして近所のじいちゃん、ばあちゃん、そして大人たちとのコミュニケーションの場とするために天然芝化をしているということもあります。今回は観光という点もありますし、もう1個は近隣とのコミュニティや、あとは子どもたちの教育のために市内のグラウンドの芝生化を進めよ、この2つの視点で同じような問題について一般質問をしたいと思います。答弁次第によっては質問席において再質問したいと思います。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議 長 牧野晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 1 市内のグラウンドの芝生化を進めよ

牧野議員の質問にお答え申し上げます。市内のグラウンドの芝生化ということであります。まず、学校関係から申し上げますが、平成23年度に大崎小学校の校庭で道路改良によります改修の必要が生じた際に、地域ぐるみの活動を実践しておりました地元施設整備等検討委員会から、芝生化の提案がございました。これは相当、実施をできるかという方向で検討をしていたのですけれども、やはり学校間の教育環境の公平性ということから見ますと、そこだけやってあとはだめだよということにはなかなか至らない。そういう部分がきちんと、どこの例えば学校も、そういうことができるという状況がつかめれば、それはやっていかなければなりません。まあ宝くじに当たったからこの学校だという話では、なかなかできないということで、残念ながら断念をさせていただきました。

この芝生化ということにつきましては、芝の弾力性とか、スポーツ活動、安全性、こういうことを含めると悪いことではないというふうに思っております。しかしながら、特に天然芝の場合は、今、熱意のある方たちが、我々が全部管理をしてきちんとやるからという話をしても、後々そのことが継続できるかという、非常に難しい問題があります。今、人工芝という手もあろうかと思えますけれども、これとて全然管理をしないでいいというわけではありませんので、まあ市内のグラウンドという部分で芝生化をもし進められるとすれば、例えばあの二日町の野球場のところとか——例えばです、そういうくらいしかないと思うのです。

あと、その辺にあるグラウンドや何かを全部芝生化しろなどと言われても、これはとてもできることではありませんので、その辺を考えますと、今、議員に対しまして、これを検討してちょっと進めてみようかという答弁には至らない。ぜひとも次期市長にまた命題を投げかけていただいて、財政面でもある程度の見通しがつけばそれはやるということになるでしょうし、財政ばかりではなくて、今触れましたように維持管理、後々の維持管理ですね、ここが非常に難しい部分があります。総合的に判断をさせていただきますと、私の立場からは今どうも議員の要望にお応えができないということしか申し上げられませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 22番・牧野晶君。

○牧野晶君 1 市内のグラウンドの芝生化を進めよ

市長から久しぶりに、ぶすっと切られたなというふうな思いがあるのですが、私はこういうふうに思います。市内の教育環境の格差というので、大崎のときはやめたというふうに言いますけれども、ただ本当に大崎の方たち、私は逆に地域でだめだから進めなくなったのかなという思いがあったのですけれども、そうではなくて、最近聞いたところによると、まあやはり市の都合というか、そういう教育環境、いろいろなところで特色、公平性の考えからやめたというふうに聞いたのです。ただ、やはりこういう視点もあると思うのです。あのときに例えば大崎小学校でノウハウ、天然芝を植えられていたら、じゃあ実際お金がメンテナンスにどれだけかかったか、労力がどれだけかかったかとか、はたまたこれだったら私たちの学校もできるの

ではないかというふうな思いも、後に続く自分たちでやってみようというふうな、後に続く方たち、学校も出てきたのではないのかなというふうな視点が私もあるのですよね。

要は、つくればせっかくできた蓄積ノウハウが今得られないというのがあるので、やはり実験的でもいいので1校でもやっていくというのが1つではないのかなというふうな思いがあります。そのところで、まあ何をやるにしても全部やっていくということではなくて、1つまず実験してというのがうちの市でも結構やっていることなのに、何で今回はそれをしなかったのかについてお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内のグラウンドの芝生化を進めよ

この芝生の育成や維持管理のノウハウということになりますと、大和のサッカーの練習場、あれは地元の皆さん方が本当によくやっていたいでいる。ノウハウなどどこにでもあります。そういう、そのまた新たにそういうことをきちんとやる人材が増えるからと、それは確かにそのとおりでしょうが、大崎でこれを断念いたしましたのは、今、触れましたように、ほかには何でもございませぬ。大崎だけやって、あとの学校はではいいのか。これですね。

例えば、大崎のときに宝くじの部分で採択されたとしてですよ、やりました。あと、当然学校からはうちも、うちもという話が出ますよ。そこで、宝くじに当たらなかったからおまえさんのところはだめだとか、当たったらよかったなどという話は、なかなかできるものではないわけです。大崎の子どもたちだけが何いいめをしているのかとか、そういうことが出ると、これはやはり教育上也好ましくないの、申しわけございませぬが、今のグラウンドで一般的には十分、学校教育を施す中では足りているわけです。地元の皆さんの熱意は本当に我々もよくくんだつもりであります、断念をさせていただきたいということで、市のほうからお断りをさせていただいたということでもあります。

どこか1つに集中的に、さっき言いましたどこか、そこへ皆さんが来てご利用いただくということであれば、これは財政の問題さえ、お金の問題さえ片づけばやれることです。しかし、学校が19もあるのですよ。これはとてもなかなかやりきれぬものではないということはお理解いただけるとしますので——ご理解してください。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 市内のグラウンドの芝生化を進めよ

前回結構やり合ったので今回あまりやりたくないのですけれども……（「いや、いいですよ、どうぞ」と叫ぶ者あり）私が思っているのは、芝生を、一度私もそちらに並んでいる、ちょうどセンターにいる方と一緒に芝生化したら、本当に苦労したのですよね。水をかけるとか、合宿利用で芝生が剥げるとか。非常に苦労して、最後はディスプレイの人たちに、すみませんちょっとというふうなということをしたこともあったのですが、それでも本当に私は大崎のときはちょっと残念だったなというふうな思いがあります。

これのやはりきっかけになったというのは、本当に天然芝、大原運動公園で子どもたちもそうだし、中学生もそうだし、あとは一般、社会人の方たちがあそこで練習をしていて、今度は

逆に市内の子どもたちがあふれてしまっているのですよね。使用しづらくなってしまっているのですよ。本当に私は、やはり合宿利用も考えてもらわなければいけないし、それこそ地域の子どもたちだって練習したいというのをかなえてやらなければいけないとか、いろいろな思いがあると思うのです。そのために、今回は一番最初に再質問の中では学校のことを言いましたけれども、やはり人工芝か天然芝のグラウンドをもっと増やしていくことによって、もっとこの地域のスポーツ熱とかまたコミュニティー、そして合宿とか社会人のコミュニティーづくり、非常に多くのメリットがあると思いますので、グラウンドをもっと増やしてほしい、芝生のグラウンドを増やしてほしい、この視点での答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内のグラウンドの芝生化を進めよ

誤解しないでほしいのですけれども、私は芝のグラウンドが要らないと言っているのではないのです。それは芝生化をすることについては、もう総論的には大賛成なのですね。しかし、市の実情を見たときに、ではそれができますかと。計画的にやっていけばいいではないかという話もあるかも知りません。しかし、これは全部、全く何の補助もなしにやるとすると、とても市の財政では相当の部分をほかの事業をしないでやっていくか。それではやはり、芝生など何の関係もないという皆さんも大勢いらっしゃるわけですから、そうではないだろう。

ですので、議員のこの提案やそういうことについて反対をしているということではなくて、現実的にはこうなのですよ、ということをご理解いただきたい。そしてもし、では試験的にやってみようということになれば、それはどこかの学校ではない。学校ではなくて、気軽に全員の皆さんが使える場所でない。どこそこの学校ということになりますと、これはまた学校の管理上の問題もあったり、いろいろで非常に難しいですから。簡単に言いますと例えばですが、例えば二日町のA、B面のどちらかとか、例えばですよ、そういうことしか考えられないだろう。

それはまた、今まだ第2次総合計画の中の部分に全く入っておりませんので、これをどうそこに押し込んでいけるかというのは、まあ財政上の問題ですね。そこを私は逃げるのではありませんけれども、9月になって豹変するかも知りませんが、今のところはそれを私がやるべきことではないと。次期市長たる方が議会の皆さんとよく相談をしながら、やるべきと判断すればそれはそれで結構だと思いますけれども、そういう状況であります。決して、もうやめるから逃げるということではなくて、そういうことを申し上げているわけでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 市内のグラウンドの芝生化を進めよ

ちょうど、何年前になるのかな、5年くらい前に湯沢でポット苗を使って大崎小学校の校長先生なども見に来た、湯沢の1か所のグラウンドでやったのがあったのですよね。そこはまあ一部ゴールキーパーのゴールのあたりのちょっと芝生が剥がれましたけれども、それほど芝生を刈ったりとかしないで、水だけまいたりしている。これはやはりちょっと市のほうでグラウ

ンドの傾斜というか、ちゃんと平らにしてくれるのがあったので、そういうふうにも今でもこう芝生がなっています。ただ、私ともう1人そちらに並んでいるある部長さんとでやったところは段差があったので、非常に水たまりができたり、あといろいろな点ができたり、最後は石がめちやくちや出てきて、機械がぶち壊れたりとか、あとは水道がなくて水をまけなくて、ばんばん枯れていって、もう雑草に負けたのです。そういう点で確かに市長の言われたとおりお金がかかるのも事実です。けれども、ただ、うまくやればお金のかからない方法でもあるかもしれないので、あとそういうのを近隣の湯沢でやっているところもありますので、そこをまた改めて調べてもらって、例えば大福寺や二日町とかそういうところでまた検討する段取りも1つなのかなというふうな思いがあります。じゃあ、1番はやめます。

2 市の管理体制について

2番の市の管理体制についてですが、市の管理体制といっても何の管理体制かというのはあるかもしれませんが、市内小学校が事件現場となる学童保育の傷害事件がありました。学童保育は子育て支援課がNPO法人スマイルネットに委託をしているが、事件現場の警察官立ち会いなどに、担当課は小学校の立ち合いには立ち合いはしなくて、学校関係者の立ち合いで現場検証を行ったと保護者から聞いたが、私はこれは事実かどうかの確認をしたいと思います。

そして一問一答方式なので、もう1個の質問も続けていいのもう1個入れますが、市の方針ではなるべく学校を、学童保育で使うメリットとしては施設建設などの経費的なメリットを含め、学校に間借り等をすることによって子どもの移動とかそういうリスクがないとかというのがあったりするるので、学校管理者である校長先生から了解をもらい、子育て支援課での管理ということで学校内での設置がこれまで進められてきたと思います。本当にこういう点は学校の協力があったり、子育て支援課の根回しとか教育委員会の頑張りもあつたと思います。

ただ私は、先ほどの1点目の質問の学校関係者だけの立ち合いということになってしまうと、借りるときは市の担当課というか担当部で責任をとるから貸してくれと言っていますけれども、実際は責任をとる姿勢ではないと思ってしまうのです。やはり、こういうふうな事件があつたとき、立ち合いは、警察のほうは学校のほうに来たのかもしれないですけども、やはり学校のほうから担当部とか担当課のほうに連絡があつたのかないかわかりませんが、担当課のほうもやはり立ち合いをすることによって、責任は私たちにあるのだぞというふうなものを対外的にも対内的にも見せる1つの姿勢になつたのではないかというふうな思いがあります。今回の事例がきっかけで学校の学童保育事業や他の事業に対する協力姿勢に影響が出ないか心配だが、こういう点はどうなのですか。以上2点、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市の管理体制について

ちょっと登壇します。これはちょっと微妙といいますか、きちんとしておかなければならない問題でありますので、登壇をして事実関係を申し上げます。

この事件、昨年11月19日午後5時40分頃、市がNPO法人に委託しております放課後児童クラブの現場、これは学校の教室を利用している学童クラブで発生をしたところでありま

本年4月14日午後5時半から6時半、ここに警察の捜査があり、8名の捜査員が現場を検証いたしました。捜査の立ち合いは当時現場にいた児童とその母、指導員2名でありまして、関係者には必要により事情聴取があったというご報告をいただいております。立ち合い等は警察が捜査に必要と認めた者でなければそこに立ち会うことはできません。ですので、警察官のほうで学校の職員といたしますか、そういう皆さんに立ち合いを求めたのだと思います。この前後におきましても警察の捜査の一環として、立ち合いや事情聴取を受けた方もあったようですが、もし、この場合、学校関係者が立ち会ったとすれば、事件の現場の学校の教室であったということから現場のわかる方の立ち合いを求めたものだろうと。これは警察のほうでありまして、我々がそれを拒んだとか、知らん顔をしていたということでは全くありません。

その後4月19日に現場備品等の写真撮影が目的で、市の担当課の立ち合いを求められましたので、1名が立ち会っております。それで、今、議員がおっしゃった市の担当課が立ち合いを求められた、または立ち合いの必要性があったにもかかわらず立ち会わなかったということでは全くないわけでありまして、事件でありましたので、事件ということになりますと、もう警察が立件のための捜査に入る。そこに我々が、我々もここで捜査に協力したいのでそこに立ち会わせてくださいなどということではできませんので、警察の求めに応じて、例えば学校関係者があったとすればそうですし、我々のところにくればきちんと立ち会っているということですので、まあある意味、流言飛語的なものだろうということだと思っております。

その最初の日の立ち合いのときには、今言いましたように保護者とか、児童とか、NPO法人の関係者とかと立ち合いをしておりますから、これは警察が要請してそこに立ち会って——求められないのにそこに立ち会うことはできませんから立ち会っていない。それを見てほかの人たちは皆立ち会っているのに、市の方は誰もいなかったということを感じた方がいるのかもわかりません。議員の耳にそういうことが入ったということですね。

その翌日にはちゃんと立ち合いを求められて立ち会っていると。こういう事実関係でありますので、これはきちんと申し上げておかないと、変なことになると困りますので、そういうことであります。

この協力体制等に、「実際は借用責任をとる姿勢ではない」というふうに書いてありますが、全くそういうことではありません。今現在NPO法人に委託している学童クラブは13、内7クラブが校内施設を借用しております、5クラブが学校地内や隣接する専用施設を使用して、1クラブが地区公民館を借用。借用しております校内施設のうち空き教室の利用が2校、体育館等の部屋が5校ということになります。

このたびのこの事件につきましては、学校内の教室で発生したものでありまして、当該学校関係者には大変ある意味では何ていいますか、ご心配もかけたということでもあります。この事件発生後も借用している各学校施設の校長先生からご理解をいただいて、学童保育や他の事業への協力姿勢には影響がないということを確認しておりますし、校長先生方のそういう部分に応えるためには、当然でありますけれども、市側の安全安心の環境づくり、これはもちろんであります、きちんとした責任を転嫁しない、自分できちんと責任をとるという姿勢をもっと

もっと明確にしていくべきだろうと思っております。

教育委員会のほうからも、この今回の事件の中でちょっと校長先生方に動揺が入っているとか、学校施設の借用について問題があるとかという報告は全く受けておりませんので、そのことについてはご心配ないと思っておりますし、責任をとる体制でありますので、全くご心配なさらないでということであります。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 市の管理体制について

そうですね、私も警察のほうから指名されなければ、市のほうは出られないというのは、当然それはわかります。ただ、もし警察から学校の立ち合いをしてくれ、それからさらに学校の人たちから市のほうにも立ち合いをしてくれ、次の日か1回備品のときに1人立ち会いましたというのは、それはそれでわかりました。ただ、それ以外でも、やはり学校のほうから、例えば警察さんの許可をとっているかもしれないけれども、本当はこんな事件がもう起きてもらってはちょっと困るわけですが、もし、何かあったときには学校のほうから立ち会ってくれと言われたら、忙しいとか云々などということは言わないで当然立ち会っていく、今の市長の答弁だと思います。そここの姿勢として、学校から何でも立ち会ってくれとか、いろいろ協力してくれと言われたら、こういうときは協力していくというふうな答弁ですけれども、念のためにもう1回だけ答弁を聞いてみたいのです。お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市の管理体制について

今ほども申し上げましたように、まずは警察からの要請があるとそれを拒むことは絶対にありません。当然協力をしていく。それから、例えば警察からではありませんが、学校関係者、あるいはNPO法人の関係者のほうから、警察からこういうことだけれども市としても立ち合いをしてもらいたいとか、助言をしていただきたいとかということであれば、これはもういつでも応じます。そこから逃げるつもりは全くありません。

最終的にNPO法人に我々は事業の委託をしているわけですが、いろいろ言っても発注者は私たちでありますから、その最終的な部分について責任逃れをするという考え方は全くございませんので、いつでもどうぞまたそういうことがありましたら——いつでもあってもこれは困るのですけれども、おっしゃっていただければ対応させていただきます。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 市の管理体制について

学校のほうではいろいろな市の事業に協力してくれているわけですね。1つは学童保育、またあとは夏の合宿とか、そういう点もありますので、そういうときにしっかりと責任がどこにあるのか。夏の合宿のときはどこが責任をとるのだとか、何かあったときにどこが持つのだということの、ちゃんとそここのところもしっかり考えてもらって、今後も学校としっかりした協力体制をつくって、さまざまな市の事業に進めていただきたいと思います。何か答弁があれば聞きますが、ここにて私は終わりにしたいのですが。はい、終わりにします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市の管理体制について

もちろん、先般もちょっと申し上げましたように、教育委員会と市のほうの連携はきちんとしておりますし、当然学校の校長先生を含めて教育委員会のほうからも市としてなすべきことは全部やると。責任は市がとることだとか、そういうことはきちんと伝達をしていると思いますが、改めて教育委員会のほうからもこういうことで動揺しないように、そしてその責任の所在、これはきちんとまた改めてこういうことですよということは、申し上げるべきであれば申し上げますということでもあります。これは教育委員会の判断にお任せしますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 休憩といたします。再開は 11 時ちょうどといたします。

[午前 10 時 38 分]

○議 長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

[午前 11 時 00 分]

○議 長 質問順位 11 番、議席番号 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発言を許されましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

井口市政の総仕上げについて

今回は大項目 1 点でありまして、井口市政の総仕上げについてであります。平成 16 年の合併以来 12 年間、井口市政は新たな 1 つの自治体としての新市の形成に向けて合併の特例制度を活用しながら施設整備を含む生活環境の基盤の部分の整備を進めてきました。これからそれを基礎に新市の自前の自治体運営が始まるわけでありまして。このことはこの間の自治体の体力づくりを経て地方創生という生き残りをかけた自治体間競争の始まりと言っても、私は言い過ぎではないというふうに思っております。したがって、これからがその整備された施設や環境を生かしてどう南魚沼市を充実させるか、発展させるか。首長の真価、議会の真価が問われる、そういう時代を迎えているのだというふうに認識をしております。

その意味では井口市長の次期市長選不出馬は不安もありますが、我々議員も首長も任期があることであり、そうも言っていられないわけでありまして。しかし、長く務めれば務めるほど市政運営をどう次期につなげていくかということは、任期中の実績と同様に、またはそれ以上に重要な任務だと私は思います。

新たな首長、そして新たな体制の中で新たな取り組みを進めることも、もちろん重要でありますし、そこがある意味で自治体のカンフル剤にもなるわけでありまして、行政の継続という面からは今まで進めてきた事業、構想の方向をさらに継続、発展させるための道筋を示しておかなければならない事項も多いはずであります。それはその事業への思いと進めてきた経過から、その重要性をもっとも理解する市長であればこそ、できることだと思っております。当然、首長の交代となれば全て引き継ぐということもないわけでありまして、全て御破算で願います。ではまた困るわけでありまして。特に雇用、人口減少対策、安心安全の問題は、市民全ての

最大級の望みであり、どなたが市長になってもこの部分を抜きにして今後の市政はないわけ
あります。でありますから、今動いている、そして道半ばの取り組みを、したがって過去の質
問と重なる部分も多くなりますけれども、それらの総仕上げとして残りの任期でどう取り組み、
どう引き継ぐかお聞きをしたいというふうに思います。

その最初に産業振興と雇用についてであります。産業振興と雇用の問題は、いつも言ってい
ることではありますが、永遠のテーマでありますし、市長は在任期間にさまざまな雇用対策を行
ってきました。有効求人倍率はこのところ高い率を示していますが、それもその成果の1つだ
というふうに思います。そういう中でありまして、幅広く若者が仕事を探せる、仕事に
つけるということを特に意識して進めてきました、若者の就業の場の確保という点では、構想
半ば、道半ばだというふうに私は感じております。そこで以下の2点についてお伺いをいたし
ます。

1点目でありまして、若者をはじめ雇用機会拡大に大きな期待を込めて進めている、
メディカルタウン構想であります。農振除外、農地転用が思うように進められないというの
が企業、事業所の進出の足踏みをさせ、また、行政も積極的に誘致に動けない要因となってい
るわけでありまして、このことは何度も聞いていることでありまして、昨年12月にも改正農地法
の農地転用許可権限移譲に絡めて質問をしましたが、メディカルタウン構想内でのその予定す
る区域の農振除外、農地転用が進められるかどうか、この構想を今後現実のものにできるか
どうかの重要なところであります。

したがって、今までできなかった難しい問題であります。この問題の道筋をどうつけて引
き継ぐかということは、3期12年の井口市政の仕上げとして重要な課題でありますので、まず
この点をお聞きしたいというふうに思います。

2点目であります。大きな可能性を持ったグローバルITタウン構想が動き出しました。こ
ういう形のビジネスの成功はこの地域の特性からして、サテライトオフィスなどに広がる大き
な可能性を秘めているということ、これも昨年の12月の議会で無限大の可能性を生かせとい
うことで一般質問をさせてもらいました。

ITタウン構想も将来的には大きな構想を描いておりますが、ただ、民間次第、民間任せと
いうこともありますし、これが直ちに新規の若者の雇用に直結するものでもないわけでありま
す。グローバルITタウン構想が現実に動き出したこの好機を逃さずに、この際一気にサテラ
イトオフィスタウンとも言うべき構想に拡大して、そのための環境整備をしながら行政が積極
的に誘致に動き、産業振興、雇用拡大の可能性をさらに大きくして、次期市政に引き継ぐ考え
はないかということでありまして。

中項目2番目の移住・定住の促進についてであります。人口減少問題もまた最大の行政課題
でありまして、南魚沼市も南魚沼版総合戦略が動き出して、その中のCCRC推進を中心に移
住・定住を進めようとしているわけでありまして、今の移住志向に応えるためには、さらに別
角度からの幅広い取り組みと準備が必要でないかという観点で、何点か具体的にお聞きをいた
します。

1点目に空き家情報の収集、整理と空き家活用のための施策をとということではありますが、移住を希望する人は住まいの確保が第一であります。残念ながら先ほどもちょっと話が出ましたけれども、市内の空き家は年々増えておりますが、現状ではその空き家の把握や分布など移住希望者の希望に応えられる空き家情報の収集、整理の体制も私はできていないのかなというふうに思っております。まずそこから取り組む考えはないかということとあわせまして、全ての空き家が移住に対応できるわけではないわけですので、きのうの一般質問でも少し触れていましたし、きょうもちょっと出ましたけれども、移住者増のために住宅リフォーム事業を拡大して、空き家リフォーム助成による空き家改修への支援策も検討すべきではないかと私は思っておりますけれども、これらを任期中にスタートさせるお考えはないかということをお伺いしたいと思います。

2点目にワンストップ移住相談体制と空き家バンクの設置、情報発信をとということあります。会派の政務調査で岩手県の遠野市の移住対策を研修してきました。移住の相談者に1人の職員が、住まいのことはもちろんでありますけれども、この地の医療関係とか保育、教育の関係とか地理的状況とか、場合によっては就労も含めて、最初から最後までついて相談窓口となっていました。こうすることで移住希望者は、悩まず相談場所が特定できるわけですし、わからないことがあっても途中であきらめるようなことにならない。さらには信頼関係も生まれるわけですから、移住の実現率は上がるものと思われまます。こういう体制までは整えて引き継いでいただきたいと思っておりますので、そのことをお伺いいたします。

そしてまたこれを可能にする、先ほどもちょっと出ましたけれども、不動産業を巻き込んだ空き家バンクの設置。この空き家バンクについては、きのうの4番議員の質問の中にも出てきてまして、必要性は感じているということでありましたけれども、その設置と活用される情報発信の手段、方法を移住受け入れ体制を整える、この時点で考えるべきだと思っておりますので、この点も合わせてお伺いをいたします。

中項目3番目としまして、医療体制の仕上げについてであります。基幹病院開院から1年、市民病院の開院から半年以上を経過しました。当面の医療体制は整いつつありますが、課題として残されている部分もあります。その1つにはゆきぐに大和病院の位置づけであります。基幹病院はまだフル稼働ではありませんが、基幹病院の開院後の状況から基幹病院とゆきぐに大和病院との間のあるべき連携の姿が見えてきたように私は思います。大和病院の位置づけについては、基幹病院の状況を見てと、今まで先送りにしてきたわけではありますが、医療再編に最初から手掛けてここまでこられた市長が、ある程度の方向性を示して引き継ぐべきと思っておりますので、お考えをお伺いいたします。

2点目に在宅医療、介護の体制、括弧としまして地域包括ケアシステムの推進体制の確立ということにさせてもらいました。この点も何度も市長には質問させていただいている項目であります。進めてきた医療体制が整うにつれ、そしてまた実際に動き出すにつれ、在宅医療、在宅介護ということが重要になってきたことは実感するところであります。このことは想定内で、医療再編を進めてきたはずでありますので、この医療、介護の施設対応にのみ頼らない、

在宅体制が整うまでは医療再編は終わらないわけでありまして、関連して地域包括ケアシステムの構築の課題もあります。

ここにきて細かなことまで聞くつもりは全くないわけでありましてけれども、地域完結型の医療体制を目指して医療再編を進めてきた市長が、在宅医療、介護の体制、そして地域包括ケアシステムの推進体制、進め方を含めて、この基本的な考え方、方向性を示して引き継ぐ必要があると考えていますので、この点についてもお伺いをしたいというふうに思います。

以上で壇上にての質問を終わります。ほぼ全文通告をいたしましたし、今回はこの1問だけであります。今後の半年間の井口市政の最善の総仕上げが感じられれば再質問はするつもりはありませんが、答弁によっては質問席で再質問をさせていただきます。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

井口市政の総仕上げについて

前段につきましては、大変ありがたいお言葉でもありますし、まさにそのとおりだと思っております。最後に総仕上げの熱意が感じられれば再質問しないということではありますが、ほとんど感じられないということで再質問するのではないかと思うのですけれども、それを覚悟しながら、感じて再質問すると思うので、お答えを申し上げます。

まずはメディカルタウン構想、農業振興と雇用という部分であります。メディカルタウンの部分であります。この農振除外、これは農業の振興を図ってという部分で農振農用地に指定された農地を変更する場合には、個別具体的な計画をもって農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項における除外要件を満たす場合は、農振除外ができるということであります。農地転用についても同じであります。それぞれであります。市ではあらかじめ特定の区域を農振除外して企業参入を待つということがこの法律といえますか、この中で取れ得ないわけがあります。ですので、進出意向のある企業の個別具体的な計画によりまして、個々に農振除外ができるかどうかの判断をさせていただく。あるいは判断を仰ぐということです。

この地域におきましては、平成26年に農振除外、農地転用の許可が出ております。ご承知のように今、2件ですね。こういう具体的な部分が出てくれば、農振除外はできていくということでもあります。ですので、条件を満たせば農振除外ができないということではないわけでありましてけれども、非常に市で計画的にという部分が難しいということでもあります。

この農転許可の権限移譲、第5次地方分権一括法によります指定市町村の指定を行っているということでもありますけれども、これは許可基準の変更、緩和を伴うことではありませんので、事務処理の迅速化によります市民サービスの向上には、それは若干つながると思っておりますけれども、農振除外や農地転用の許可において実務上の効果はほとんどない。例えば県に移譲した、先般、3市ですか、新潟、長岡とどこか、2市でしたか、これは適用を受けましたけれども、それだけでありまして、何らそのことについての特典があって、市が計画して工業団地を例えば造成しようとかということにはならないわけでありまして、非常にここがまだまだ厚い壁だ

ということであります。

こういうことに当たりまして、市の活性化計画、あるいは地域の実情、こういうことで運用してもらわなければ困りますよということで、全国市長会、北信越市長会も含めてですけども、要望をしておりますし、これはほとんどの市長が全部そうだということであります。ただまあ、そこまでまだ行ってない。これもやはり官僚の壁でありまして、あらゆる機会を通じてもっともっと市町村に——我々市町村も、そういう権限が与えられたから何でもいい、虫食いのでも何でもやってしまえなどということは全くするわけではないのですけれども、国の、ここは農水省ですけども非常にかたくなでありまして、国がそこにきちんと関与していなければ、地方はそれこそ優良な農地をどんどんと無計画に転用してしまうとかと、そういうことをおっしゃるわけです。そうではないということですけども、なかなかそこに至らないということであります。これについては引き続き、全国市長会でも大きな問題として取り上げておりますので。一定の進歩はあったということですね。こういうことができるというか、その地域認定を受けるということについては一定の進歩はあったということですが、もっともっとやはり市町村の実情できちんとやれるように求めていかなければならないと思っております。

グローバルITパークのサテライトオフィスタウンという部分であります。なぜこれを実施しているかということについては、もう議員に今ここで申し上げるところではございませんし、既にご承知のことです。ソフトウェアの開発、この部分に非常に重点を置いておりまして、専門の技術者を必要とする。日本もまだこのIT技術者が、特にインドとかそういう部分に比べると非常にまだ劣っているということでありまして、その技術者の育成、要請ということは喫緊の課題だというふうに国のほうも発表しているわけであります。

世界レベルのIT企業がここに集結していただければ、関連しますハードウェア、これはソフトを開発した後のまた製造部門に入ってくるわけでしょうけれども、この会社の誘致も当然進むわけですし、当市の新たな産業振興、雇用確保につながっていくというふうに考えております。より多くの会社が集積することで、当然ですがその中にはビジネスチャンスが生まれて、そしてそのチャンスを生かすために、各企業がサテライトオフィスを開設する可能性もつながっていくと。そういう事業所が多く集まれば一定のスペースに集積することも考えていかなければならない。

今、大和庁舎で16社分の部分の建築に、改造に入ったわけでありまして、今は正式には8社であります。これがもし満杯になってそしてまた新たにそういう需要があるということであれば、市のほうで用意しようと思っておりますのは、今の大和庁舎の2階部分のまだ使える部分がありますし、いよいよになれば、きのうもちょっと触れましたように、教育委員会の機能を市民会館のほうに移転をしてでもこれに答えていかなければならない。

しかし、本来このことを市があまり主導すべきことではないような気もしまして、企業の皆さんでこのサテライトオフィスを自分たちでつくって、そしてビジネスにつなげようという発想も望むところであります。短期間で急に多くの皆さんがどんと来るということは難しいとは思っておりますけれども、当初計画では5年周期でこの構想を進めて、2030年を目標年次にし

まして、順次規模を拡大しようと思っております。それをきちんと引き継いでいかなければならない。道筋をつけたわけですので、その順序もまたきちんとしていかなければならないと思っております。

このグローバルITパーク、当然CCRCともつながりを持たせたいと思っております、このことの中で起業、就業、こういうことを希望する方、あるいは英語が堪能な方、IT関連の知識が非常に深い方と、こういう皆さんはこのグローバルITパークで活躍をしていただけるものだと思いますので、こういうこともその移住・定住のほうの1つの大きなメニューにしていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

空き家情報の収集、整備の部分であります。昨年10月に行政区長の皆さんから協力いただいて、市内全域で空き家に関する実態調査を実施いたしました。先ほど塩谷議員からもお話がありました。その結果、市内に空き家が413戸、大和地域で91戸、六日町で209戸、塩沢で113戸そういう内訳であります。そのうち306戸が今のところ問題がないということであります。一方、107戸、大和で16戸、六日町で46戸、塩沢で45戸、この107戸が冬の雪の処理、あるいは老朽化、周辺環境への影響などに問題があるということで判断結果が出たわけであります。

その翌月に市の庁内、市役所庁内に南魚沼市空き家対策プロジェクトチームを設置いたしまして、現在南魚沼市空き家等対策計画の策定に取り組んでいるところであります。この計画は空き家等の対策を実施する際の基本でありまして、適正管理と利活用促進を具体的に進めていくための指針となるものであります。この降雪時期に放置すると何らかの問題がある特定空き家等の認定、あるいは家屋等の内容や経歴がわかる台帳の整備も進めていきますし、空き家を定住促進に向け活用する仕組みづくり、これも進めていこうと思っておりますし、今現在その進行中であります。

ご提案いただきました空き家リフォーム助成、これにつきましては、今回もこれは市内の方が市内の空き家ということではないのですけれども、そういうことで助成もしておりますので。これは市外の方がこれをすると今この制度に当てはまらないわけでありますから。この住宅のリフォーム事業を来年度以降も継続するとすればこの中にそれは盛り込んでいかなければならない。しかし、全般的な住宅リフォーム事業は、もし廃止と、来年度は実施しないという方針が新市長のもとに出ますと、これはそこができないわけでありますので、空き家に限って、あるいは移住者に限ってのそのリフォーム助成ということも1つの選択肢だろうと思っておりますが、このことについて私のほうでこれを引き継ぐという考え方は持っておりません。新しい方の判断にお任せをするということでありまして、そこはご理解いただきたいと思っております。

当然これをやりますと、移住希望者へのPR効果も相当高いものだと思いますので、検討といたしますか、我々が今検討的なことをやっておっても、実施する、しないは新市長の判断になりますので、検討だけは進めておくということであります。

それから、ワンストップの移住相談体制、空き家バンクの問題であります。このワンストップサービスというのは本当にこのことばかりではないのですけれども、移住・定住施策の中では、

特に重要であろうと思っております。そこでまず移住・定住に関する情報をわかりやすく伝えるためのウェブサイトリニューアルに合わせまして、移住・定住促進ページというのを開設させていただきました。このページは移住・定住を考える方が最初の入り口として簡単に利用できるように、これまでばらばらだった情報を全部集約したものでありまして、若い皆さんからもご利用いただけるものだと期待しております。

ご提案いただいております相談窓口につきましては、今現在進めております移住・定住促進事業の中で設置いたします移住コンシェルジュに備えるべき機能として、これはきちんと整備をしていこうと思っております。

空き家バンクの設置であります、これは先ほどお答えいたしましたし、昨日の清塚議員のときもお答えしたかと思いますが、空き家情報の収集と合わせて移住・定住促進の一環として進めていくということです。これは清塚議員の答弁で申し上げたこともありますし、国交省が、全国の空き家情報を集約して、その物件情報をインターネットを通じて簡単に検索できるようにします空き家バンク情報の一元化を行うということで報道されましたので、その動向も注視しながら遅れることのないよう、今、準備を進めているという状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

ゆきぐに大和病院の位置づけであります。議員おっしゃっていただきましたように、医療再編も一応形としてはほぼ完了ということですが、内容がこれからもっと伴わなければならないということでもあります。ゆきぐに大和病院、病床数を40床に縮小させていただいて、高齢者の入院をメインとして外来は内科を中心として診療を行っておりますし、この中で朝診療、夕診療を導入しながらこれまで築いてまいりました大和方式の地域医療を継続していきますし、今もおります。

再編後におきましても当然ですが、今、病床の利用率が90%前後で推移しております。魚沼基幹病院が高度急性医療を担う、市民病院が急性期の医療を担う。それらを補完しながら連携して地域全体で1つの病院、これをつくるための重要な役割を大和病院は果たしているわけがあります。基幹病院とゆきぐに大和病院をつなぐ廊下も非常に有効に利用されておまして、スムーズな連携が図られております。冒頭申し上げましたように、この再編の部分はまだまだ100%完成ということではありませんので、今後基幹病院の未稼働病棟の稼働、あるいは小出病院のこの診療病床ですね、この部分の立ち上げ、さらには圏域内の医療機関の動向、これらも見極めなければなりません。市立病院の位置づけが変わる、こういうことの中で市立病院の位置づけが変わる要素はありますけれども、ゆきぐに大和病院の期待の大きさ、その役割の重要性はまず変わることはないだろうと思っておりますので、施設の状況、あるいは今後の展望などあらゆる要素を総合的に分析して方向性を示してまいりたい。

今現在、松島先生のほうにお願いいたしまして、まずは大和病院で考える。位置とか、規模とかそういうものも含めて先生のほうからまずはこういう病院にしていきたい。病床がもう50や100などというわけにはいきませんから、そこも含めて例えば診療所的にしていくのか、今の体制をきちんと守っていくのか、場所はどこなのか、どういうふうになればいいのかと、こ

のことを総合的に私のほうに示してくださいと。それに基づいて我々がきちんとした検討をさせていただきますということを申し上げて、今、その作業に取り掛かろうとしている。取り掛かっているのかな……いますね。いるわけですので、まずは先生からの提案を待ちたいと思っております。

医療体制の仕上げの中のこの地域包括ケアシステムであります。これは非常に重要なことでありまして、医療再編、この中を市立病院を中心とした医療と介護の連携構築の機会だというふうに思っております。今現在の医療体制を土台といたしまして在宅介護を推進する地域包括ケアシステムの構築、そして推進は本当に重要なことであります。

国のほうは地域包括ケアシステムの推進に向けまして、介護保険の地域支援事業に在宅医療介護連携推進事業を位置づけまして、平成27年から実施して平成30年には全ての市町村で取り組むということに今国のほうの方針はなっております。これを受けまして市では平成25年から3年間、県、湯沢町とともに南魚沼地域振興局を事務局といたしまして、南魚沼地域在宅医療連携協議会を設置させていただいて、地域における現状把握、課題の抽出、課題解決に向けた対応の検討、資源の把握、普及啓発事業、これらを行ってきたところであります。

今年度から今度は我が市と湯沢町がそれぞれ事業を行うことといたしまして、ことし4月に南魚沼市地域包括ケア連絡協議会を設置いたしまして在宅医療、介護連携推進事業への取り組みを開始したところであります。

事業内容は在宅医療と介護の連携の重要性について、まずは意識啓発を行うための市民フォーラムの開催、あるいは地域包括支援センターを中心に地域ごとに多職種の人材で構成をさせていただきますワーキングチームを設置して、地域特性、あるいは課題の把握、抽出を行う予定であります。

当面は地域包括ケアシステムの中心となります在宅医療と介護の連携を推進する体制づくりを進めていかなければなりません。市民病院を中心とした医療と行政及び介護施設等関係機関が連絡調整できる体制の構築を図っているところであります。先生の具体的な名前をあげて本当に申しわけないといえますか、いいことなのでしょうが、特に大西先生が非常にこのことにご熱心でありまして、まさに頭の下がる思いであります。そういう先生方からのまたご提言等も受けながらきちんとした包括ケアシステム体制を築いていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。再質問はないと思うのですが……あるか。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 井口市政の総仕上げについて

大変意欲は感じられましたけれども、ちょっと私が確認しなければならないところがありますので、何点か再質問をさせていただきます。

まずメディカルタウンの関係ですけれども、前の質問のときに基幹病院がフル稼働して3年後くらいに、地域医療推進機構の3年後くらいの計画の中に、地域の発展に寄与するような計画は盛り込むということなので、そのところを期待しているところであります。それにしてもその時点になればまた農転とか農振除外とかという問題になると私は思うのです。それで今ほ

ど話も出ました改正農地法後の初の農地転用許可権限の指定がこの間ありまして、全国で21だ
そうすけれども、新潟県は先ほど言いました長岡と新潟の2つであります。多分、南魚沼市
はその申請等もしていないと思うのですけれども、これをしても先ほど答弁がありましたよう
に、権限移譲を受けても農振除外のもともとのところが従来然としていけば進展はないのだと
いうことなのでしょう。だけれども、やはりこういう制度を、しかも一歩前進したという話
ありましたが、そういうところから少しずつ変えていくということにならないと私はなかなか
一歩も半歩も進まないと思うので、今後この農地転用許可権限の指定を受ける、申請するお考
え等がありましたらちょっとお聞きしたい。その有無についてお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 井口市政の総仕上げについて

医療機構の基幹病院のほうで1期、2期、3期と目標を立てまして、その3期の中でいわゆる
医療体制が整った時点では、全床オープンといいますかその時点では、当然地域の振興、
開発、このことに基幹病院としても取り組むし、一緒になってやっていくと。目指すところは
やはり医療機器、あるいは医薬品、こういうものの開発、研究——製造まではちょっと別にし
ましても、そういう部分で基幹病院の医師の皆さん、あるいは看護師さんも含めてでしょうけ
れども、それらと連携をしながら地域の発展に努めるということを文言として先般、去年だっ
たですか、理事会の中できちんと挿入をさせていただきました。

これはこれといたしまして、今、グローバルITパークこのことも、非常に医療機関との連
携を望む企業が8社決まっている中でもあるわけでありまして、農業と医療、そういう部分も
きちんと対応させていただきたいということでもあります。それで、今おっしゃったその特認地
域ですか何ですか、これはやはりある程度その姿が我々にも出てこない、今すぐにそれをで
は申請して、指定になる可能性はあまりないのではないかなと思っております。

いずれにしても新潟市は農業特区というものをもう最初にとっておりましたので、全国でも
何か所かしかないうちの1つでしたね。長岡市は確か何か具体的な部分があるのだと思うので
す。魚野川流域検討会議だったか何か、12ですかの市町村の連携の協議会といいますかをつ
くったわけすけれども、その中でも、これは農転とはあまり関係ないかもしれませんが、早く
も長岡市のほうではスポーツ施設の大規模な整備という部分を打ち出しまして、これはもう実
際に確かことしから始まるわけであります。

そういうことの中である程度具体的に部分を持っていると思われま。我々もこの基幹病院
の関係のほうをもう少し状況を確認しながら、必要とあれば当然ここに申請をして、その部分
は認定がとれば、まあまあ先ほど言いましたように事務処理の迅速化にはつながりますので、
それは別に指をくわえて見ていようということではないわけであります。その状況の判断の中
で今回は特に私のほうからそこという指示は出しませんが——みんな逃げるようでこ
れも確か次期——この6か月の中ではなかなかそこに至るか否か、これはちょっとわかりませ
んけれども、熱意は感じていただきたいと思います。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 井口市政の総仕上げについて

熱意は少しずつ感じてきましたけれども、もう一步感じたいので、ここのところもう一言だけ言わせてもらいます。新潟はその特区ですね。長岡もいろいろ具体的計画を示したということですけども、では我が市はどうかということになれば、そのメディカルタウンは県も提唱者の1人です、1員ですよ。そしてまた県は健康ビジネス連峰構想もあるわけですし、そしてまた今全国のトップを走っているCCRCもこの近辺で動いているわけです。そういう条件からすると私はこのほかのところに負けないくらいのいろいろ、それが具体的にどうかということになるとまた難しいのですけれども、市長の今までの市長12年間の経験、町長経験、議員経験、それらの経験と知識、そしてまた政治手腕、それらを全部総合して当たれば、もうちょっと先が見えるような引き継げるような形ができてくるのではないかと思うのですが、そのところだけもう1回お願いします。

○議長 市長。

○市長 井口市政の総仕上げについて

あらゆる方策は、残された任期の中で進めてはみたいと思っております。しかし、このまある意味、これは失望ということではないのですけれども、行政機関の職員というのは致し方ないことでしょう。我々が農転の部分で相当持ちかけても、もうこの部分で相当のことを言われ、そして本省になど持っていけば、ああいうのは農水省に話を聞いてとか、北陸農政局はどうだとか、そこばかりなのですね。ですから、これはもしやるとすれば、相当な用意周到な部分を備えていかないと事務的には非常に無理だと。これは政治決着ができるかと言うと、そう簡単ではないと思うのです。そういう問題でもないわけです。でも、残された期間の中であらゆる方策を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 井口市政の総仕上げについて

はい、わかりましたので、サテライトオフィスのほうにちょっと話を移しますけれども、このサテライトオフィス、今、南魚沼市版CCRCの取り組みは全国のトップを走っているわけでありまして、そういう評価をされているわけでありまして。そして加えてグローバルITタウン構想も新しいビジネス、どちらかという先ほど話が出ました、民間活力の中で始まろうとしているわけですね。両方ともそうですけれども、今この2つのことが同時に動いているわけです。そういうことを考えますと、話題性も含めてこのことは、やはり1つのきっかけとして行政がきちんととらえて物事を進めていくことが、私は大切なのではないかというふうな思いがします。

この2つのことが何を意味するかというと、私なりに思いを言いますと、CCRCでは地域創生の1つの動きとして全国の注目を、今浴びているわけですが、国際大学という資源をはじめ、新幹線の停車で東京から1時間半というような環境の良さのアピールにつながっているわけでありまして。ITタウンはそれに加えて、新しい形のビジネスをオフィス貸しというような、この豪雪地帯であってもほかの地に引けをとらない、負けない、そういうような優位性をもつ

て、それが可能になったということ、今、示しているのだと思うのです。

ということは、想像以上にこの2つのことが同時に進んでいるということは、大きいというふうに私は思っているのです。それでずっとこのことを期待して質問をしているのですけれども、私たちはサテライトオフィスの関係で、来月、徳島県の神山町に会派で研修に行ってきます。今、サテライトオフィスは定住・移住とか雇用創出とか、そういう面で全国の自治体が担っている手法であります。そういう中であって今こういう2つの好条件の中で、何も無いところでここにサテライトオフィスに来てくださいなどと言っても、何の迫力もないですけれども、この2つの条件を出しながらすれば非常に説得力のある取り組みに私はなると思うのですけれども、そのことだけ1つお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 井口市政の総仕上げについて

まさにそのとおりでありまして、今、CCRCも含めた中で特命部長のほうも確か話を皆さんにしていると思うのですけれども、日経BPの関係のビジネス研究会といいますか、そちらは東京のほうでもう2回か3回開催しておりまして、このグローバルITパークのことも含め、CCRCも含めて企業の皆さんからお集まりいただいた中で事例発表をしたり、あるいは我々の意欲を申し上げたりしているところでもあります。ですので、これは相当大きな可能性を秘めているということだと思っております。

今、海外から、特にインド、スリランカという部分が多いわけですが、これは当初は、三十数社もの皆さん方が、おお、ということで相当の期待を示したのですけれども、現実的に日本で現地法人を設立して、そしてこちらに入ってくるという手法が、私はそのいわゆる会社の職員がここに来るのもいいのではないかという、本社のですね。ですけれども、やはりそうではないようでありまして、現地法人をまず子会社の的に設立。現地法人を設立する際に日本では、保証金的なものがなければ——今500万円。ところがドバイのほうでは、それが7万円なのだそうです。そういうところに流れている部分もあるようでありまして、でも、その500万円もきちんとしながら今、申請をしているという部分も7社、8社あるわけですので、非常に意欲を感じているわけです。こういう大きな国の間の格差といいますか、それについてやはり例えば500万円のうちの250万円くらい補助できないのかとか、そういうことも我々は伺っているわけでありまして。今、そのことについてはなかなか簡単ではありませんが、家賃につきまして、今でも非常に2万円から3万円くらいの家賃ということで提示していたのですけれども、例えば年限を区切って、おいでいただいて3年から、あるいは5年からという期限を切って、その間は家賃をです、共益費とかそういうものは別にして、家賃は例えば無料化にしようとか、いろいろな方法を今考えてはおります。これらも含めて早くその16部分をまずは埋めて、そしてその波及効果を見ながら次に進めていくという形をとらせていただきたいと思います。これらについてはそう後任だ、後任だと言わずに、何とか形をつけて、そして引き継げればと思っているところでもあります。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 井口市政の総仕上げについて

私のこの問題といいますか、この取り組みに対する熱意も多分伝わったと思いますので、この点はこの辺にしまして、移住・定住のほうにちょっと話を移させていただきます。

今、地方創生という動きもあると思いますし、生活パターンも多様化しまして、生き方といいますか、移住という形が話題になっていますし、実際にその動きも盛んであります。その移住の形もさまざまでありまして、辻又に若いご夫婦が移住してきましたけれども、若者から高齢者まで移住ということになっています。また、住まいだけ田舎で仕事は都会でということも実際にあるわけでありまして、本当に移住のその形はさまざまであります。

この私どもの市は先ほど言いましたように、CCRCを中心に移住対策を進めているわけですが、そのほかにもイベントとか、パンフレットとかいろいろ定住促進を進めていますけれども、主にはそういうことであります。改めて市のそういう情報を見ますと、地方に移住を考えている人にとっては、非常にまだまだ情報が大変少ないと私は感じているところです。

実は魚沼市のホームページで移住というところを検索しますと、空き家バンクという制度が出てきて、空き家を買いたい人、空き家を借りたい人、ここをクリックというようなことになっていましてね、小千谷市も同じです。私が調べたら県内30市のうち20市がその空き家バンクの、それにちょっと類似のものも含めますけれども、そういう20市がそういう制度を持っているというようなことであります。

では、南魚沼市はどうかということになりますと、先ほど市長が言いまして、促進ページを開設したということで、ばらばらの情報を一堂にしたということですが、南魚沼市の移住のところで検索しますと、CCRCとかU・Iターン促進住宅補助、南魚沼の木で家づくり事業の紹介とか助成制度とか、そういう紹介やイメージ的な画像とかパンフレット等は確かに多いです。ただ、そうけれども田舎暮らしや、地方に移住を本腰を入れて考えている人たちが欲しい空き家バンク的な情報というのは、ほとんどないわけです。それを探している人たちにはここはそうなるともう移住の対象にはならないというふうになってしまうわけです。

今、この移住ブームという言い方もおかしいですけども、人口減少対策として移住ということは各自治体、本当に躍起になって取り組んでいる中で、大変取り組みが弱いというふうには私は思いますし、移住を考えている人の移住先に、先ほども言いましたように、対象にはなり得ないというふうには、私は極端な言い方をすればそういうふうには思っているわけでありまして。ぜひ、先ほども前の議員が言いましたけれども、空き家バンクの情報を整理して、そういう気のある人が南魚沼市で住める具体的な物件を検索できるような、そういうシステムを早めにつくっていただきたいと思いますが、その件だけもう1回お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 井口市政の総仕上げについて

この点も考えるところは同じでありまして、先ほど触れましたように、ようやく市の空き家の実態が把握できたわけでありまして。把握できた。そこで、ではこれをどう活用できるかとこの部分をきちんと我々も精査をしなければ、ただ単にここに空き家があります、どうぞとい

うことではこれは無責任でありますので、そういうことも含めて今その整理をしていると。そして、国土交通省の全国の統一ページにも、きちんと情報を登録してもらってやっていこうということで進めておりますので、我々のほうがその空き家の特定、これが遅れたといえれば遅れたのでしょけれども、簡単に言いますと、それほど他の市町村ほどあまり深刻ではなかったということもあるのかもわかりません。しかし、これはようやくほぼ特定ができましたので、これから大車輪をかけてその方向の情報の伝達、あるいは収集、これに努めていかなければならないと思っております。

バンクという部分の設立については、先ほども触れましたように、これは市だけではとてもできる問題ではありませんので、宅建業界の皆さん方とどう調整ができるかちょっとわかりませんが、これもそのバンクというものの設立に向けて検討を加速化していかなければならないということでもありますので、よろしく願いいたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 井口市政の総仕上げについて

先ほど言いましたように、会派で遠野市に移住対策の研修に行ってきました。空き家の大体9割がちょっとそのままでは貸すに貸せない、売るに売れないという状態らしいです。空き家ですから、多分どこも同じなのでしょうけれども。空き家の把握ができたというふうなことでありますが、私はやはりそれを移住者対象向けにするには、先ほど市長が言いましたし、私も通告しました、やはりそれなりの空き家リフォームの助成が必要だと思うのです。遠野市は2分の1で、25万円限度というような助成があります。長岡市も多分、20万円限度ですけれどもやっています。

そういうのがある、なしでは、やはり市長も言っていましたけれども、移住を考えている人たちには、どうせ住むのだったら空き家でいいのだけれども、ちょっと私らの好みにしたいというのがあると思いますので、大変魅力的なところだと思います。この点につきましては、市長は引き継ぐお考えはないということですので答弁はいりませんが、実態は多分そういうふうの魅力を感じているのではないかなというふうな思いがありますので、一言だけ伝えておきたいと思います。

ちょっと時間もなくなりましたので、ワンストップの相談体制についても一言だけこの移住関係のお話を、質問をさせていただきたいと思います。これも遠野市の話ですけれども、先ほど言いましたように1人の職員が、例えば移住を考えている人、売り家はありますか、売る土地はありますかみたいなことで来まして、多分この市で聞いて相談窓口はどこになるのでしょうか。企画政策課になるのでしょうか、地域創生の準備室になるのでしょうか、それとも他の部署になるのでしょうか。どちらにしても、あまり細かな情報は多分出てこないですね。きちんとはまだ、これからですから。だけれども、できることとなれば、不動産屋を紹介することになるのでしょうか、不動産屋を紹介しても移住される方は、それから今度は子どもの保育園のこと、学校のこと、病院のことというのがどんだんわからないことだらけです。それを次にあちらへ行ってください、こちらに行ってくださいでは、やはり移住を考えている

人は途中で多分やめますよね、他のところに行ってしまう。そういうところにならないように、ワンストップの窓口というのは私はやはり必要だと思うのです。

遠野市では先ほど言いましたように、本当に最初から最後まで、近所づき合いまで、そしてまた場合によっては就労のお手伝いまで、そういうものまでみんな1人の人がやっているとなれば、移住の気持ちのある人はもう逃げられませんし、そしてこちらからも逃がしませんしということになると思います。そのところはやはりきちんと対応を引き継いでいただくように半年間頑張っていたいただきたいと思うのですが、この部分だけお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 井口市政の総仕上げについて

この空き家リフォームについて、私は引き継ぐ考えがないと言ったのは、私のほうで方向性を出してやるべきとか、やらないということを今、私がここで申し上げるべきではないと。しかし、有効な手段でありますので、新市長から考えていただきたいということでもあります。私のほうがここで全部投げて俺は知らないなどということではないということです。

それから、先ほどこれは触れましたが、いわゆる相談体制です。今、進めております移住・定住促進事業の中で、「移住コンシェルジュ」という専門の方を設置させていただきます。この人が遠野市で言えばその方に当たるわけでしょうけれども、全ての体制の相談にも、支援にも当たっていただく。ですから、相当の知識も持って、地域の実情もわかって、こういう方であればならないわけですので、その設置を今、急いでいるところであります。この方から就任していただければ、今、議員がおっしゃったようなことはまず。ただ、空き家の把握を、もうちょっときちんとした部分が出ていけませんので、それを今、一緒になって進めているところです。そういうことで対応させていただきますので、よろしく願いいたします。これはもう発足しますから。あと継続するかしないかはわかりませんが、発足しますから大丈夫です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 井口市政の総仕上げについて

大変失礼しました。聞き手の粗相でちょっと聞き間違い、漏らしがあったようであります。

合わせて1時間ということですので、医療体制の仕上げのほうに、ちょっと1回だけ質問をさせていただきます。今、大和病院の役割が明確になってきました。そして、ますます重要になってきているので、松島先生を中心に病院サイドでどういう形にしたらいいかというのを検討を始めたということですので、大変ありがたい話ですし、ぜひそうしてもらいたいと思うのです。ただ、私はそこは第一だと思うのですけれども、今、一番この問題で難しいところは、大和病院が40床になったのに加えて、ずっと言っていました在宅医療、在宅介護というのを、地域包括ケアシステムというその中心的役割も果たさなければならないとなると、非常に大変なので、当然そこも含めて松島先生は考えておられるのですけれども、それに加えて今度は財政的な問題です。どういう形になるかというのを今、考えてもらっているわけです。どういう形になるにしても、やはり財政的負担がありますので、私はこの財政計画に書いてありますの

で、そういう面も含めれば、市長のほうである程度その方向性といいますかを、ある程度出してそして引き継ぐ。当然医師の基本的な考え方は聞かなければなりませんけれども、ある程度、その概略といいますかね、方向だけでもやはり出して引き継ぐべきだと思うので、そのことを1点だけお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 井口市政の総仕上げについて

これは何ていいますか、もう大和病院の方向といいますか、あるべき姿というのは、きちんと私もさっき申し上げたとおりです。今現在の医療体制をきちんと維持していく。それから、在宅関係、今は地域包括ケアシステムも含めたこれについては、大和病院が主ではありません。市民病院が主です。当然一緒になってやっていくことですが、大和病院をそこに主体にして、大和の先生方からこれをみんなやってくれなどということにはなり得ません。市民病院が中心となって、大和病院も、あるいは他の医療機関も含めて、協力体制をきちんと取っていくということですから、ここに大和のほうへ全部これもみんなやってくれなどということは申し上げません。そして、大和の今のいらっしゃる先生方の中にも地域医療といいますか、このことに非常に熱心な先生がいらっしゃいまして、それも含めてですねやっていくということです。

そして、財政的な部分も今、松島先生のほうではシミュレーションをちょっとかけながら、例えばこういうふうにしたときはどのくらいの財政負担があつてどうだろうとか、あるいは病院の稼ぐ力がどのくらいなのか、これも含めて一緒に検討していただいているようであります。それは私のほうから申し上げたところです。

私のほうで方針を出して、これはここ、位置はここ、あれはここ、これはここということ言えば簡単です。言えば簡単ですが、必ず医療関係者の中で、異論といいますか、出ることはもう目に見えています。目に見えていますので、先生方でまずは院長先生を中心にして、きちんとした、自分たちではこうだと。しかし、財政的にはこうだということが出るのかもわかりません。それはまだわかりません。

方向性については、もう私の在任期間中に出しますから、方向性は。先生からそういう提案があつて、ではそれは、ここはだめです、これはこうですということは大体示しますから、そう全部尻拭いをしないで逃げるということではありませんので、それはまあお任せください。そういうことでやらせていただきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 井口市政の総仕上げについて

私は石橋をたたいても渡らないで、たたきながら渡るので、懸念されたことは十分承知の上で進めておられるということで安心しましたので、残りの期間、お任せいたしたいというふうに思います。

ただ、これは通告していませんので、この次の質問にいたします。したがって、答弁も結構であります。地域包括ケアは大和でしない、六日町。それはやはり中心的には1本でしょう

けれども、地域包括ケアシステムのつくりとしましては——これは通告していませんから——私はもうちょっと小刻みといいですか、小単位でやはりあったほうが、在宅医療、在宅介護のほうの機動しやすい体制ができるのではないかなというふうな、今、答弁を聞きながら、思いを抱きながらこれは次回の一般質問にしたいと思えます。以上で質問を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時20分といたします。

[午前11時57分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時20分]

○議 長 質問順位12番、議席番号16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民の方には午前中に引き続き、傍聴していただきまして大変ありがとうございます。

最近朝5時くらいに目が覚めてしまいます。田んぼの水が少ないということで、おちおち寝てられない。近所の人からことしはばかげに真剣だなと励ましもいただきましたけれども、本当に水不足だということです。産業建設委員会が21日に視察していただくということがありましたので、またいい方向に、また雨が降ることを願っております。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について。つまりは定住自立圏構想から事務処理の超広域化へということでもあります。3点ほどございます。

まず1、南魚沼市スポーツ振興計画と南魚沼市いきいき市民健康づくり計画の整合性を図り、定住自立圏における超広域事務へ統合したらどうか。

2点目が教育旅行・合宿などへ助成金を出し、温泉活用などによる観光産業の振興を超広域事務へ統合して行ってはどうか。

3つ目は水・光・大地・緑、豊かな自然を保護し、子孫に伝えていくために、環境基本計画に合わせた環境保護条例制定を超広域で行う考えと、3点であります。

この3月25日金曜日、湯沢町役場にて南魚沼市・魚沼市・湯沢町は、圏域全体の発展に向けて相互に役割分担をしながら連携していくための、魚沼地域定住自立圏形成協定を結んだ。医療・教育・産業振興・生活環境・地域公共交通・人材育成などの分野で、住民生活に必要な機能確保と、さまざまな課題に連携して対応することが始まった。特に新ごみ処理場建設の連携が端緒である。定住自立圏構想を事務処理の超広域化へとつなげていく考え方について、健康・観光振興・環境保護の3つの視点での考えを問うものであります。

昨年10月1日にスポーツ健康都市宣言をした南魚沼市は、単にスポーツを通じての健康づくりを宣言したのではないはずである。住民の健康、環境の健康をいかにして増進し、水と光と大地と緑と、自然豊かなこの地で幸せに暮らすための意気込みを宣言したものと考えている。本年3月に南魚沼市いきいき市民健康づくり計画が発表され、今後10年間の健康増進、食育推進が指標と目標値をもって示されている。また、本年に今後5年間の生涯スポーツプランであ

るスポーツ振興計画が改定された。健康という視点での定住自立圏内での連携を考えていくべきである。

次に稼ぐまちが暮らしを変える。平成 17 年から平成 26 年までの市内総生産額、市民所得、市税総額の推移を見ると、市税総額のピークは平成 19 年度であり、額は 81 億 4,364 万円である。平成 20 年を境に総生産額と市民所得は増えているが、税制改革影響分を差し引くと、市税総額は減り続けている。市税総額が増えない限り市の経営は苦しくなるばかりであり、市民要望に応えることは難しくなる一方である。第 3 次産業の就業者割合が高い南魚沼市にとって、まずは集客力を高めることである。行政としてやるべきことは誘因をつくることである。

民間は知恵を絞り、みずから努力をすることは当然のことであるが、稼ぐことに至らなければ、自然淘汰の波に飲み込まれることになっても致し方ないことである。石川県能登町では、まちづくり合宿等助成金制度をつくり着実に成果を上げている。また、長野県では、観光部、観光誘客課が国外の学生を対象に、教育旅行に取り組み 5 か年の、しあわせ信州創造プランを推進中である。特に能登町の一、二泊に 1,000 円の補助とバス費用への補助は、注目すべきである。雪国観光圏は日本版DMO、ディステイネーション・マーケティングマネージメント・オーガニゼーションの略であります。経済産業省のモデル事業候補に選定をされた。しかし、行政が連携して事業を打ち出すことは意義がある。

全国に名高い越後湯沢と、奥只見尾瀬を抱える魚沼市と、超広域連携を進めるべきである。そしてギフチョウという珍しいチョウが、私の家の近くに卵を産むことを知ったのは 3 年前であります。魚沼市の環境保護活動に参加している方から、写真を見せていただきました。このチョウを採集に関西から換金目当てで人が来ている。早く対策を打たないとギフチョウが南魚沼から消えてしまう、そう忠告されて環境課から注意の看板をつくってもらい、現地に掲げて 2 年になります。

魚沼市では貴重な動植物の調査と鑑賞会が毎年開かれている。そして、自然環境保全条例の制定を目指して市と議会とが動いている。豊かな自然と市民生活の調和を定住自立圏内で共有すべきである。インフラ・ツーリズムという広域での観光商品が話題に上がっているが、自然との調和を優先すべきである。

以上、壇上よりの質問を終わります。市長はいつにもまして簡潔明瞭な答弁をしてくれるものと期待をしておりますが、答弁内容によりましては質問席にて再質問を行います。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 寺口議員の質問にお答えを申し上げます。

定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

まず、この定住自立圏の進捗状況についてちょっとお知らせをいたします。現在形成協定に基づいて実際の連携事業を推進するために定住自立圏共生ビジョンの策定に向けた準備を進めております。5 月 16 日に第 1 回共生ビジョン懇談会を開催し、6 月 1 日から 30 日までの間、パブリックコメントを実施いたします。6 月 21 日には実務担当者レベルのワーキンググループ

会議を開催し、連携事業の具体化をまず図っていこうと。7月には第2回共生ビジョン懇談会を開催し、パブリックコメントとワーキンググループ会議の結果を踏まえ、具体的連携事業を加えた共生ビジョン案、これを協議する予定であります。その後、第3回共生ビジョン懇談会などで最終的な調整を行って、9月定例会において議会に報告したいというふうに考えております。これは全体的な流れであります。

そこで、この1番のスポーツ振興の関係であります、現在の南魚沼市のスポーツ推進計画、これは平成24年3月に策定した5か年計画。来年が終わるということですが……ことしだな。今年度で一応、1回目が5か年ありますので、計画最終年あります、今年度が。計画策定時に行いました市民アンケート、これは成人2,000人を対象にしたものでありますけれども、これを再度行いまして、新たな南魚沼市スポーツ推進計画を今年度末までに策定をしたいと思っております。

策定に当たりましては第2次総合計画、それから後期教育基本計画、これとの整合性はもちろんでありますけれども、いきいき市民健康づくり計画や健康まちづくり食育推進計画とも整合性を図りながら行っていかなければならないということでもあります。

今年度策定する計画におきましては、魚沼地域定住自立圏の中で実施できる事業について、未定ではありますがスポーツに関して定住自立圏で検討を今しているものは、1つとして県へのスポーツ施設整備要望と広域スポーツ大会の誘致、2番目といたしましてスポーツ施設、スポーツクラブの相互利用事業、この2件が今具体的に検討に上がっているところであります。

今後も魚沼市あるいは湯沢町と協議をしながら、圏域内の住民の健康とスポーツの結びつき、あるいは動機づけについて検討を進めますし、大原運動公園で行っております「アルビレックス新潟 月イチスクール南魚沼校」このような取り組みが他のスポーツでも広域的に開催できないかということなど関係者の方々と検討していきたいと思っております。また、青少年スポーツ、生涯スポーツの振興策について定住自立圏にこだわらない広域的な連携も視野に入れながら関係機関と協議をしていきたいと思っております。

2番目の教育旅行等への補助金という部分であります。今現在、我が市でグリーン・ツーリズム推進協議会で受け入れている小中学校単位での教育旅行の実績は、平成26年は延べ9校921人、平成27年度は延べ5校798人となっております。

このほかに民間の事業者でさまざまな体験旅行、スポーツ合宿の受け入れを行っております。スポーツ合宿につきましては、平成25年度の市内体育施設の利用状況の集計では、延べ1,062団体、2万9,927人の利用ということが実績としてあります。

こういう実績の中から教育旅行あるいは合宿等への助成を行うということは、これは効果がある方法だと思っております。受け入れ環境の質の改善、あるいは事業者全体として合意形成ができて、目標設定がきちんと行われるというような状況が整えば、観光協会と連携をした支援は検討していかなければならないと思っております。

このスポーツ合宿はご承知のように、7月、8月に集中いたしまして、体験教育旅行は田植えや稲刈りが行われる5月と9月、10月に集中しております。今後、体験教育旅行を増やすた

めには、稲作だけでなくやはり野菜・果物、新たな農作物のメニューを検討する必要があるかと思っております。

定住人口1人当たりの年間消費量、これは年間120万円と言われておりますけれども、稼ぎ出すには外国人旅行者で10人分、国内宿泊旅行者で26人、国内の日帰り旅行者で83人分を増加させる必要があるというふうに言われているところであります。国のほうも観光面についても、人口減少問題や定住促進の取り組みとして資金面の支援も行いながら、広域連携による取り組みを急速に推進、進めているところであります。

議員が先ほどおっしゃいました雪国観光圏でありますけれども、ことし2月26日に日本版DMO候補法人に登録されたところであります。ここの問題点は、いわゆる総論的には非常に素晴らしい。しかし、これを各論に移していざ実施をどうするのだという、ここが今一番の問題点でありまして、これをどう詰めていけるかということだと思っております。地元事業者等と広く連携をしながら、この圏内の観光、そしてインバウンド観光の受け入れ環境の整備、食のブランド化、こういうことを図りながら地域資源として周知、活用する事業を実施していかなければならないし、行こうと思っております。

また、先ほどもちょっと触れたのですが、南魚沼市も含めた長岡市のほか10市町村が連携して、観光振興を推進するために「中越文化・観光産業支援機構」がことし5月に設立をされたところであります。南魚沼市は今年度インフラ・ツーリズムの一環として、ダム広域周遊観光を実施いたします。次年度以降は地方創生関連の交付金も活用して、複数年にわたります広域観光連携事業に取り組むために、まあまあ関係自治体と連携事業の協議を進めております。

広域観光周遊ルート形成計画の策定を目指して、関東観光広域連携推進協議会が、ことし5月に再構築されたところであります。官公庁から広域観光周遊ルートの認定を受けまして、首都圏との連携、あるいはインバウンド観光などに取り組む、こういう予定であります。魚沼地域定住自立圏では、昨年10月から連携に向けた協議を開始しておりまして、観光振興の分野では圏域観光情報窓口事業、これについて検討を行っているところであります。関係する広域観光連携とともにそれぞれの取り組みを機能的に活用することによりまして、まさに議員がおっしゃる「超」という部分がここに出てくるものだろうと思っております。

自然環境といいますか、自然保護条例の件でありますけれども、南魚沼市の環境基本計画では「豊かな自然環境と共に生きる」ということを基本方針の1つといたしまして、貴重な動植物の保護をはじめとする「自然環境の保全」と、自然環境の活用を通じた「自然とのふれあい推進」を基本施策に掲げているところであります。また市の第2次総合計画においても「自然環境の保全」を基本施策に掲げているところであります。豊かな自然環境、将来にわたって引き継いでいかなければならない、このことはおっしゃるとおりでありますし、我々もそう思っているところであります。

この環境保護条例制定につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたが、魚沼市が条例制定に向けて平成23年度から準備を進めてこの6月議会に上程されるようであります。南魚沼市

の場合、条例制定については専門家を交えた中でその必要性についての検討は必要だろうと思っております。検討の結果、この地域の貴重な動植物の保全には条例が必要だということになれば制定に向けて準備をしていかなければならないと考えております。ただし、この条例制定が世間の耳目を集める、ただただ注目を浴びるだけのことであっては困りますので、この条例制定となった場合、貴重な動植物の指定、あるいは保全全域の設定が必要でありますけれども、逆にまたそういったことが明らかになるということになりますと、乱獲等につながる懸念もあるということでもあります。これらをどう考えるか。

そして、超広域的にということではありますが、まずは近隣市町の条例内容、魚沼市さんとかそういうものを十分検討して、指定されている動植物や区域、これをやはり足並みをそろえる必要があるわけですね、超広域的にやるということになりますと。そして、広域的に取り組む合意形成を図った上で検討をしていかなければならないだろうと思っております。

これはただ条例をつくって、はい、それで終わりですというわけにはいかないわけでありますので、そこが非常に難しい部分でもありますし、また必要とあればやっていかなければならないという部分もあるわけであります。これからちょっと専門家との協議も進めてみたいとは思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この超広域化ということで、11月に一応退任という市長としては、同僚議員に対する答弁の中とはちょっと違って、非常に取り組みも積極的であるというように受け取りました。

この定住自立圏のところで、実は事務処理の広域化ということでもっとも私が期待をしている部分は、人材の育成という部分です。職員の能力向上や圏域マネジメント能力、これを高めるためにこの定住自立圏構想を使っていこうという部分であります。担当課のほうでは2市1町で話を、当然していらっしゃると思いますけれども、そうするとそれぞれの町や市で持っていた考え方をそれぞれ披露していただくことによって、ここはこうすればいいのだなというところでの気がつかなかった部分が当然出てくる。そういう部分を期待しているわけです。そうするとこの職員の能力向上や圏域マネジメント能力の向上のために、では、実際どういうことをするのかという部分ですね。人材育成という部分について井口市長の考えているやり方というのをお聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

これは広域といいますか、定住自立圏の中での人材育成ということにつきましては、これに携わりますと、広く視野がそれぞれのところにも行きわたるような人材になっていくわけでありますね。そういうことを期待しているわけですが、これはまだ市、町が一つになるということではございませんので、その分野、分野でいろいろな問題が出てくる。あるいは連携していこうということが出てくるわけであります。ですので、このことを活用して例えば南魚沼市の職員の人材育成を、あるいは魚沼市の湯沢町という部分については、それはやっ

く中での人材育成にはつながりますけれども、それを目的として人材育成ということについては、私は今のところ考えがそこに至っておりません。ただ、これからワーキンググループ等の中で、そういう問題が出てくる。そして、その方がどの市、町に属そうが広域、その定住自立圏構想のことを全て公平に見ながらやっていけるというような人材に育て上げることができるか否かというのは非常に難しいことだと思っております。

その後、どこかの職員ではなくて、圏域内で昔の事務組合みたいなものでしょうか、そこで採用しながらやっていくのかというようなことも出てまいりますので、これらは実践的にやっていただくワーキンググループ等の中で、まずはそのことをどうだということを議題といたしますか、それにしていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

このワーキンググループの中でそういうのを含めてやっていこうという方針は、非常にいいことかなと思っております。午前中、同僚議員のほうから岩手中部の水道企業団の広域等の話も出ましたけれども、これなどもやはりその専門家グループではないですかね、そういうような集団がこれを仕掛けていくということができましたので、ぜひともワーキンググループの中でいい方向性が出て、これがまた人材育成に貢献していくということを期待しております。

健康についてでありますけれども、隣の湯沢町さんでは第2次ファミリー健康プラン、2013年から2022年の計画であります。隣の魚沼市さんのほうは、第2次健康づくり計画、健康魚沼21、これは平成28年から平成37年までの計画であります。これらはほぼ南魚沼市でのいきいき市民健康づくりと、もうほぼかぶる部分があるわけです。それぞれの中に例えば運動を見たときに、指標、目標があって、例えば運動する時間を何時間にしましょうとかということが出てきている。これについてもこのワーキンググループの中でどのような形になるかはわかりませんが、例えば前の同僚議員も言いました健康マイレージという考え方です。そうするとどこでやっても、その健康マイレージというポイントが取れると。そうすると魚沼市で活動したのだけれども、そのポイントを使って南魚沼市や湯沢町でもやると。そういうような発想を持っていかないと、私はこの部分は生きてこないと思いますが、今現在の井口市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

まさにそのとおりでありまして、それぞれの市、町が独自の取り組みといたしますか、そういう計画は持っているわけですがけれども、それが全部整合性といたしますか、統合されなくても、その圏域の中ではマイレージといえばそういう部分できちんとポイントになるとか、そういうことを発想していかないと、ただ施設の相互利用だけで終わってしまう可能性が非常に高いわけでありまして。それは1つの前向きなご提言だと思っておりますので、そういう部分も当然ワーキンググループ、あるいは共生ビジョン懇談会、こういう中で議題として取り上げるか否かは別にいたしまして検討していかなければならない。それができないとなかなか、まあまあ各

自治体の取り組みをお互いが見て、あとは施設の利用をどうするかなどということで終わってしまうわけですので、そうならないようにしていかなければならないとは思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

このワーキンググループの中でそういうような芽が出るように、うちの市からどういう方が派遣されるかわかりませんが、ぜひともそういうところで話を進めていってほしいと思います。

2 番目のこの産業振興でありますけれども、商工観光課のほうには南魚沼市・魚沼市・湯沢町と平成 17 年から平成 26 年までの総生産額、市民所得、1 人当たりの所得、市民税額ということをお知らせをしておりますけれども、やはり市税の落ち込みですね。うちの市ばかりではなくて湯沢町——湯沢町などでいくと隣の町ですから余計なお世話と言われますけれども、平成 17 年に 51 億円が平成 26 年 39 億円ですから、大変な落ち込みであります。

そうすると、お互いにどうやって稼ぐまちにするのかという部分でありますけれども、越後湯沢といえば温泉というのが非常に有名であります。そうすると、ではこの温泉という形がどういふのが有効なのかと言うと、平成 27 年度でありますけれども、大学生の力を生かした集落活性化事業というのを、新潟県内で行いました。南魚沼市のほうでも石打の上野区のほうに新潟大学と明治大学の学生が来て、いろいろな調査をしていただいたと。その中で上野といえば湯治で有名でありました。しかしながら、最近はそのようなのが落ち込んでいる。この温泉によるリラクゼーション効果、要するに健康寿命の増進であります。これは非常に効果があるだろうというところを、学生の発表の中でもされたわけでありまして。

では、ほかはどうなのかと言うと、ちょっと飛びますけれども、燕温泉。燕温泉でもやはり湯治ということが取り上げられたということでありまして、津南町、隣の津南町のほうには残念ながら湯治という部分はなかったのでありますけれども、このやはり魚沼市、南魚沼市、湯沢町等々を考えると、ただ温泉に来ていただくというのではなくて、湯治という考え方でお客を呼び込もうという部分は、学生からも指摘されたとおりに非常に有効であるなというふうに思っております。

市長もこの報告を見られたと思っておりますけれども、実際問題この温泉を利用した誘客ということであると、今までやってきたのがうまくいかなかった、ではどうするかと言ったらば、今まで非常によかったという部分を生かさなければならぬわけです。ここはほとんど設備投資がまずかからないと思っております。ただ、取り組みとして先ほどの能登町の例ではありませんけれども、一、二泊、合宿などでありましたけれども、こういうのに 1,000 円を出すという部分が、やはりスポーツ合宿に特化している部分でありますけれども、温泉をさらに湯治として生かしていく。これは湯沢町もうちも、それからお隣の魚沼市も、あとは隣の十日町であったり津南町であったり全て、水上もそうですね。考えていることだと思っておりますので、この部分をワーキンググループの中に、意見としてこれを持っているということについて、今の市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

温泉という部分については、それぞれ今少なくともこの2市1町の中ではその資源を持っているところであります。まあまあ、ただの温泉旅行、あるいはそれに若干湯治が加わった部分、こういうブームはもうほとんど過ぎ去ったというふうに思わなければなりません。しかし、この温泉を生かす方法というのは、健康ビジネス連邦構想の中でも触れておりますように、医療・健康とどう結びつけるかによって、大きくまたこの展望が変わってくるということであります。

泉田知事も前々からおっしゃっておりますように、あれはメイヨークリニックですか、ミネソタ州かどこかの、ああいう形で、ただただ温泉に来て温泉に入って、お酒を飲んで帰るということではなくて、お酒も飲むのですけれども、そこに医療・健康ということをきちんと医学的に結びつけて、そしてやっていく。そこが私は重要だと思っておりますので、スポーツについてもそうであります。まあそのリハビリも含めたり、そして、身体の強化も含めたり、温泉がでは医学的にどういう活用ができてどうできるのか。ここの鉱泉はこういうことだから、こういう成分があるから、このことにはいいよとか、そういうことをきちんとやっていくことが新しく温泉を大きく生かしていける素材、土台になると思います。

そういう意味では、我が地域内に基幹病院という大変心強い病院がありますので、この病院と地域のまた病院、医院も連携をしながら、そういう皆さん方のサポートに当たると。しかもそれが、そして病院の収入にもなるという、そういう方向を考えていかなければならないと思っておりますので、当然ワーキンググループのほうでもそういう話はあると思いますが、改めてこの問題はきちんと提起をして協議をするように、私のほうからも指示はしていきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

今、市長の中で出ました健康ビジネスサミット魚沼会議、昨年は11月12日から13日、当間高原リゾートで行われました。その中でもこのアンチエイジングのお宿、これはまだ県のほうでは平成28年度、どういう事業にするかということ——県といいますかこの協議会の中でも——するか出ていないのですけれども、非常にまあいい名前だなと思っております。アンチエイジングと。はい、前期高齢者ですけれども、元気100倍ですよ。後期高齢者になっても100メートルを15秒で走るくらいの勢いでいてもらいたいと思っておりますけれども。このアンチエイジングのお宿というのに、温泉というのがどれほど効果があるかというところは、ぜひともこの健康ビジネスの中で考えていってもらいたい。県を巻き込んでいくと。先ほどは県のほうも当然巻き込んだ中でやっていくのだという話でしたから、この部分を試験的にどうのこうのというのであれば、まずはうちの市においでいただいて温泉というのはどれほどアンチエイジングに効果があるのかというところを実証してもらおうということでも、ちょっと呼びかけをするべきではないかなと思っておりますけれども、市のお考えは。

○議 長 市長。

○市長 定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

昨年、健康ビジネス協議会のほうからご推薦をいただいた、何ていう先生だったか……白幡先生からさわらびでご講演をいただきました。アンチエイジングがどうかこうとか。非常に不評でありまして、この地に来て米を食べるなどか、そういうお話をどんどんしていったということで、その面はですよ、アンチエイジングという考え方やそのやり方については、これは非常に素晴らしいことですけれども。まあそれはそれといたしまして、そのアンチエイジングということは、今、社会的にも大きな関心の的であります。

それは当然議員がおっしゃったように、では、温泉がそこにどういう効果があるのかとか、あるいはこの地域の食、食べ物でどういうものがどういう効果があるか、こういうことをきちんと提示していければ、これはスポーツ関係ばかりではなくて、今おっしゃっていただいた老化防止のためにも、大いに役立つのだらうと思っております。当然そのこともワーキンググループ等の中で議題として検討していくべきことだらうと思っておりますので、またそういう指示もさせていただきます。

○議長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

これほど温泉というのは効果があるのかという部分が、なかなかわからなかった。ただ、うちの近く、大沢山鉱泉というのがございます。そのお湯の質といいますか、皮膚病にすごく効くのだということは、アトピーのお子さんをお持ちの親御さんからずっと聞いています。確かに、私は幸いにしてそういう病気ではなかったものですが、非常にお肌にいいのだなど。そうするとこのお湯というものは、これからも今までもあるものでありますから、それを売りにしていくということが、稼ぐまちにまず一番につながる。今まであるものをいかに活用するか、このことをおろそかにして何か新しい施設をつくるというのは、私は方向としては間違っていると思っておりますので、ぜひともこの辺を進めてもらいたいと思います。

3番目の、魚沼市で6月議会がきのうですかが始まったばかりですので、この保全条例がどうなるのかはわかりません。この保全条例を見た中でここまでやるのかなという部分が、要するに罰則の部分ですね、罰則と。罰則をつけていると。第20条でいくと1年以下の懲役、または50万円以下の罰金と。21条については20万円以下の罰金という、ここまで踏み込んだ条例をつくろうとしている部分であります。

確かにうちの市のほうでも野鳥を見る会であったり、自然探索だったり、ボランティアの方たちがいろいろな活動をしていただいていますけれども、隣の魚沼市みたいに専門家を入れて調査をして、地道な活動を続けてきて、これを守らなければならないということに至ったというのは、それは本当に頭が下がる思いであるというふうに思っております。

奥只見のほうでいけば、電源開発ではありませんけれどもダムをつくる、発電所をつくるというときに、例のイヌワシでしたか等の生息等もあったと。うちも野田のトンネルのときもありましたよね。そういう開発をしようとするときでないと、そういうふうに気がつかないというのがあります。そうすると、気がついたときにはもう大事なものがなくなっていたという

ことになる、山紫水明の南魚沼市、山紫水明と言いながらも自分たちの住んでいるところの自然の保全をしようという部分について、全く努力をしてこうなったということになると、非常に私は残念だなというふうに思っております。

もちろんこれはそのままうちの市に条例を、ということは多分難しいと思います。まず調査が始まると思います。長期間になるかなと思っておりますけれども、お隣の魚沼市の先進事例を学びながら、きっちり勉強をしていくということは、非常に大切だなというふうに思っておりますけれども、再度この自分の、山紫水明の南魚沼市のいろいろなことを調査をして、保全をしていこうということについて、再度市長のお考えをお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

今の私の考え方ではありますが、特別に保全を法律以外で、今、自然動植物については一般的に法律の中できちんと保護をする、あるいは罰則規定等も設けられている部分もあるわけです。それ以外に市として、罰則規定まで設けてきちんとやっていかなければならない部分は何があるのかと、これはまだわかりません。その条例をつくるのが目的化しては困るわけでありますので、つくると今度はそれなりのきちんとした体制が必要になります。魚沼市さんがどういうことをやろうとしているのか、どういう体制をとろうとしているのか、これはまだわかりませんので、当然先進事例として学ばせていただいて、南魚沼としてもこれはどうしても取り組まなければならない問題が生ずるよ、というようなことがある程度見えてきますれば、それは条例の中で規定してもいいのですけれども。

今、今ですよ、例えばギフチョウの問題もありましたけれども、これはうちで条例制定しなくても、乱獲はもうだめですよ。確かもう罰則が入っていますから。ギフチョウは国のほうで指定されているチョウだと思うのです。そういう部分が二重に網をかけるということが、これはできないことですから、いくらうちが条例で法律以上のきつい罰則を設けても、それは適用されませんから。

そういう部分をいろいろ調べていけばいくほど、そうそう性急にこれを制定しなければならないということには至らない。今、議員からおっしゃっていただいたように、まずは勉強をして、そして調査もやってみなければなりません。専門家の方からのまたご意見も伺わなければならないということで、そういう体制に一応入っていこうということは、環境課とは今、話をしているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

この3つの視点に絞って定住自立圏協定について質問をしたわけでありましてけれども、要は地域完結型という地域の捉え方でありまして。その地域を南魚沼市に限定をして考えるという時代ではもうないなど。それで超広域ということで、たまたま定住自立圏ということで、湯沢、うち、魚沼市となったわけでありましてけれども、さらに広い範囲の中で、先ほど市長もおっしゃいました長岡を中心としたインフラ・ツーリズムでありますね、こういう考え方が出てきて

いると。

そうすると、ではその市の独自性を保ちながらも、こういう超広域を進めていくということについては、非常に議論をこれからしなければならないと思います。ただ、この定住自立圏に関しても、今年度中にはどういう形で臨むのかというのが出てくるわけでありまして。そうすると、私が一番望むのは人材育成という、何遍も言いますけれども、人材育成です。日本一優秀な職員と常に井口市長は自負している職員の皆さんが、そういう広域という広い範囲でものを見たときに、じゃあ、この部分は定住自立圏に入る、もっと広い範囲はどうかと言って、そういうところを逆に提案をしていって、新潟県全体でいったときに、こういうふうにするべきではないですかということをして今度は県の本庁に行って、講釈ができるという職員を育てていくということは、私はこのハードからソフトへと、合併の総仕上げだと言っている部分について一番大切な部分だと思っておりますけれども、市長のお考えはどうですか。

○議長 市長。

○市長 定住自立圏構想を事務処理の超広域化へつなげる考え方について

そういうことも含めまして、この定住自立圏構想といいますか、ここに参画をしようということ。参画をしようということは、もう即南魚沼市が中心市宣言をするということですね。ここにまで踏み込んでやろうよということを提案したのは、副市長以下職員であります。ですので、そういう自覚は十分に持ちながら、中心地としてのリーダーシップと、人材育成も含めてきちんとやっていけるものだと思っておりますし、またそうやってほしいものだとも思っております。人材育成はいつの世も、いつの時代も一番大切なことでありますので、そういう観点も十分持ち合わせながら進めていきたいと思っております。

○議長 質問順位 13 番、議席番号 11 番・鈴木一君。

○鈴木一君 歩む会、しんがりでありまして、最後はびしっと決めていきたいと思っております。最初に平成 28 年 3 月議会予算審議、教育費についての質問の中で誤解を招く発言がありましたので、おわびをいたします。内容は文化スポーツ振興公社に対する予算の関係ですが、振興公社に対する発言のつもりが、北里大学保健衛生学院へ誤解を与える発言となりました。問題の部分は「市民会館を使用していただく」と言うべきところを、「市民会館を学院が使用すべきだ」という断定した発言です。誤解を与えたことにこの場でおわびいたします。真意とは違う発言になったことについてもおわびをしておきます。

それでは通告に従い一般質問いたします。その前に 4 月 24 日から 26 日まで姉妹都市であるニュージーランド、アシュバートン市から二十数名の方が南魚沼市へ訪問していただきました。日本訪問 1 か月の途中だそうですけれども、2 人の方が宿泊しましたが、2 年振りの再開でした。我が家ではトースターが壊れていましたので、購入して待っていたところ、日本食を箸で食べたいということで、パンも準備しておりましたが、自家消費をいたしました。英語ができないので、東京から通訳も招聘いたしました。交通費を 2 万円ほど取られました。大変な出費ではありましたが、これは鈴木家の問題でありまして、お金のことを話すつもりではありません。

日本文化を知っていただくなら多少なりとも日本語を勉強してきていただければなと感じたところでもあります。しかし、英語圏の人はなかなか他国語を覚えようとしないと私は感じております。交流会も市長にも参加いただき、市長とアシュバートン市の市議会議員が鼻と鼻を寄せる挨拶など、和やかに開催されました。

リタイヤ後、1か月ほどの海外旅行ができる心のゆとり、我々も見習いたいと思います。日本はそういう風土ではないのかなと感じます。途中、京都にも立ち寄られ、大きな神社仏閣を訪れたはずですが、この地域の小さなお寺を案内したり、牧之通りなどを案内させていただきました。その都度感動していただきました。我々の親切を素直に受け入れていただきました。私もアシュバートンの方たちのように、心にゆとりを持って、今後生きられればなと感じますけれども、生涯無理かもしれません。

来年、姉妹都市30周年だそうです。今度は我々が訪問したいと考えています。そのときあなたが市長でおられるかわかりませんが、ぜひ、企画をしていただきたいと思います。我が家では私以外はもう行くつもりでおります。飛行機でなければ私も行きたいと考えております。前段が長くなりましたが、1番目の質問に入ります。

1 「福祉」と「教育」を一体化できないか

福祉と教育を一体化できないかという質問です。私は他の市でやっていることを常に見習えということは、ほとんど言うつもりはありません。ただ、日野市の「エール」という施設の方針には共感するところがありまして質問いたします。

南魚沼市では福祉と教育は、言い方に語弊があるかもしれませんが、分けて考えているようです。保育から小学校に移るときに保護者は再度子どもの情報を説明しなければなりません。これは大変なことではないでしょうか。総務文教委員会の視察で平成27年7月に日野市を伺いました。エールは0歳から18歳までの市内在住者で発達面、行動面、学生生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し福祉分野と教育分野、教育委員会、小学校、中学校が一体となって継続した支援、専門的で総合的な相談や支援を実施しています。これにより個性に応じた子どもの健やかな成長をともに支え合い、継続した育ちのサポートに資することを目的としています。

電話1本で福祉、教育の相談に対応できるため、相談者は大変多いそうであります。南魚沼市も同様のサポートはやっていますが、違うのは保育と教育が別の組織であるということです。保護者向けにペアレントトレーニングも少人数でやっています。同じ悩みを共有したり、情報交換できる場を提供し、保護者のつながりが持てるように保護者交流もやっています。国の機関も同じですが、南魚沼市の委員会所管も保育は社会厚生員会、教育は総務文教委員会と別れています。今、所管を一体化すべく検討していると思いますが、ぜひ、そういう方向にすべきと考えています。

平成28年3月議会で佐藤議員が少し触れていましたが、教育長はちょっと勉強してみたいと答弁されています。まだ時間がたっていないので、勉強まではいかないと思いますが、子育て教育は待ったなしと考えます。考えを伺います。

町田市、日野市には40年以上前から建築雑誌に載るような素晴らしい図書館があります。学生のと課題で図書館の設計があり訪れました。40年以上前に立派な図書館をつくったことはいろいろな観点からも文化的な都市なのだなと今感じております。そんな進んだ日野市であります。参考までに報告しておきます。以上で壇上からの質問を終わります。

○議長 長 鈴木一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 鈴木議員の質問にお答えを申し上げます。

1 「福祉」と「教育」を一体化できないか

今おっしゃっていただきました福祉と教育の一体化ということですが、以前にもいろいろの議員の方からのお話もありまして、前の遠山教育長の頃もやはりそういう話がありました。例えば教育委員会のほうに子育て支援課を入れるとか、あるいは教育部門を——教育部門をそっくりというわけにはいかないわけですので、まあまあ一般行政のほうにどう取り込めるのかというようなことは少しは検討したわけではありますが、なかなかやはり国のその機構の部分が整っておりませんので、これはどこかの私立的な学校とかでありますと、保育園とは言いませんが、幼稚園からずっと一貫してやっているという部分はあります。

その中でやはり今、議員からおっしゃっていただいたように、その保育園児の頃のいろいろの問題点があるわけですが、その子どもたちの早期発見といいますか、それと合わせて学校のほうにもきちんとした連携をとりながら、小学校に就学するときからも、こういうこの子についてはこういう特徴があってこういう支援が必要ですとか、それはきちんとやっぴいこうということです。初代の総合支援学校の校長をしていただいた内山先生という方がそのほうの権威でありまして、各保育園を全部回ってみました。やはりその当時から、ある程度問題を抱えている子どもたちの数が一気に増えたということでありました。今までなかなか発見できずですね、そういうこともありましたので、そういう面では相当連携はとれているのですが、じゃあ1つの機構の中で全部どうだということになりますと、なかなか今はまだそういう体制になっておりません。

一体となって継続的に実施すべき部分、これは本当にいっぱいあると思っています。ありますが、なかなか簡単ではないということでもありますので、それぞれの主管課との連携を強化して、一体的、継続的な支援を引き続き実施するという方向を今、申し上げているところであります。

困難を有する子ども、この部分については平成28年2月に定められました国の「子ども・若者育成支援推進大綱」こういう中にも触れておりまして、困難を有する子ども・若者、その家族の支援として子ども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実とか、言葉上では非常にいいことが書いてあります。しかし、これをすぐにぱっとできるということではありませんで、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、こういう皆さん方が本当に情報を1つにして、やっぴいいかないとなかなか無理だろうと思っています。そういうことができていっている部分が、今、議員がおっしゃったように、日野市のほうですか、あるということ

でありますので、それらもまた調べさせていただいて参考にしていただければと思っております。児童福祉法はこちらの管轄とか、教育基本法はこちらの管轄とか、なかなかその割方が簡単にもとにと言うか、一体になるものではないということでもあります。

今、市では子育て支援課を調整機関として要保護児童対策等のこともやっておりますし、連携を図っております。福祉、保健、医療、教育、この関係機関が子ども・若者に関する情報をお互い共有して、縦のネットワークを機能させるということで今、進めているところでありますし、何とかそれで対応できるのではないかと思っております。ただ、本当に理想は、これが一つの中できちんと行われれば、これほどいいことはないのだろうと思っておりますので、そういうことの実現に向けても、また我々も国のほうの働きかけも含めて勉強もしていかなければならないと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長 11 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 「福祉」と「教育」を一体化できないか

この話というのはそれほど面倒な質問ではなくて、やる手法は面倒かもしれませんが、電話 1 本で福祉・教育がもうその場でどこへ回さなくてもできるということです。例えばその中にトップがいて、あとは教育部門、福祉部門がその下にいて、そういう部屋の中で 1 つの対応ができることというのはそんな難しくはない、所管が違ったとしても難しくはないのだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 「福祉」と「教育」を一体化できないか

これは別に課が、どのところにいなければならないということではありませんが、例えば子育て支援課的な部分が今の大和の庁舎の教育委員会のほうに行くとか、例えばですよ。さもなくば、教育委員会が市民会館のほうに全部来て、そこに子・若センターも含め、あるいはその子育て支援課的なもの、あるいは福祉課的なものがそこにオフィスを構えるなどということは、何の問題もない。ただ、管轄的にちょっと教育委員会出向とか、そういう部分がついてきます。そうしなければそれでいいわけですし、それはできないことは全くありません。オフィスの部分の確保さえできれば、それはお互い庁内の中でそういうふうに機構改革的な中でやっということになれば、できることだと思っております。

○議 長 11 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 「福祉」と「教育」を一体化できないか

ぜひとも、市長の話にもありましたが、日野市あたりの「エール」をぜひ視察していただければと思います。今回あまり質問を——どうも市長の答弁や任期を考えると質問しないほうがよかったのかなという気もしなくはないのですが……（「そう言わないで」と叫ぶ者あり）次の質問に入ります。

2 公立保育園の休日保育は無理か

2 番目、公立保育園の休日保育は無理かという質問です。過度な子育て支援はどうかというスタンスの私の質問としては、ちょっとらしくありませんが、事情により質問いたします。

この地域性を考え、子育て時における保護者の仕事等の考えから、休日保育は考えられないか。無認可保育園が認可に変わり、休日保育は通園者に限られてしまいました。市にはファミリーサポートという制度があります。それは大変ありがたい制度ではあります。しかし、保護者は多少なり不安があるのではないか。通い慣れた保育園、あるいは保育士の先生なら安心と考える保護者は多いのではないのでしょうか。これについてはどんな高いハードルがあるのかお教え願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 公立保育園の休日保育は無理か

このことにつきまして、例えば市の運営しております公立保育園で全てやろうと、できないことではないのですね。しかし、財政問題も含め、というのは職員の数を相当増やさなければこれは対応できないことでもあります。今でさえなかなか足りているという状況ではないわけでありまして、ここに土・日が全部入ってくる、例えばですよ。それは非常に厳しい。できないことではありませんが、財政的な事情も含めると、これはそういうことです。

今、議員おっしゃったように、過剰なその何て言いますか、保育要請ということは、議員もそれが本音ではないということですが、これが本当に事情のある方は本当によくわかるのです。日曜日にも仕事をしなければならない方もいらっしゃるし、そういう部分はありますが、例えばこれ全部、どなたに限ってなどということではなくて、やりますよと言うと、確かほとんど預けに来るのですね。そうしたときに、本当にいわゆる親と子の関係としていいかどうかということもこれは疑わしい部分がありますが。それは別にして、今、ファミリーサポートセンターとか、あとは何だったか、なじよもネットか……なじよもネットはそれをしないのか。

保育士の資格を持っていますけれども、今は現役でないという方は市内には、うちの家内も含めていっぱいいるのです。できれば、そういうところに働きかけをして、それはただではないわけですのである程度の料金もいただいて、場所は例えばどこかの開発センターとか、例えばですよ、日曜日だけと、そういうことができればいいかなという気はするのです。

公立保育園を全て開けろというのはちょっと無理がありますので、これは今やりますということはとても申し上げられませんが、土曜保育をやっているのが公立保育園で大崎、あおば、八幡、塩沢、それから上関、公設民営では浦佐、上町、めぐみ野、私立では野の百合、六日町、たんぼぼ、金城、わかぼとやっています。日曜日は今触れましたように、このたんぼぼさんだけ。今度は、その園に通所している子どもに限ってということになってしまいましたので、まあまああまり対応性がないということですがけれども。

これはこれからの1億総活躍という社会を築く中でも、非常に大きな問題点であろうと思っておりますので、どういう方法が一番いいのか。これは当然ですが我々も一生懸命勉強させていただきますし、実現、何かの方法で実現できることがあれば、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長 11 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 公立保育園の休日保育は無理か

恒常的に日曜保育、休日保育に出すという考え方ではなくて、例えば急な出来事があって、そこに預けなければならないというような考え方であります。確かに便乗は絶対私は許すべきではないと思いますし、過度というのはその辺のことを私は言っているのですが、どうしてもそこに預けないとできない。だから、多分毎週日曜日、100人や200人来るという話ではなくて、10人やそこらの人たちがやむを得ず預けるというような話で質問しているわけですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 公立保育園の休日保育は無理か

今、触れましたようにできないことではないとは思っていますが、さあどういう体制をとるかということについて、今、具体的にこういうことをやればこれができるということは私が持ち合わせておりませんので、まずはどういう体制をとればそれができるのか。しからば、では市としてその体制をとれるか否かと、こういう検討をしてみなければなりませんので、担当課も合わせてちょっと検討はしてみたいと思っております。

○議 長 質問順位 14 番、議席番号 26 番・若井達男君。

○若井達男君 通告に従いまして一般質問を行います。休憩が入るかなというふうにかすかな期待をしておったのですが、続行ということですが。それはさておきまして、今ほどの 11 番議員、一般質問の冒頭、前回の一般質問についての真摯な発言がなされました。大変素晴らしいことだと思っております。敬意を表します。ありがとうございます。

電力自由化は当市に何をもたらすか

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。電力自由化は当市に何をもたらすかということで通告しておきました。この電力問題は本当に大きくて、私たちが取り組むには1年も2年もかかってもわからないという、そういったところが多々あると思っております。隠す部分、隠された部分、調べようにも調べてみようがない。そういったのが、電気そのものが目には見えません。

そんなことで大変難しい問題ですけれども、この歴史の変遷を見た中に、この4月1日から電力の100%の自由化という時期に入ってきました。4月1日から電力の100%自由化というようになっております。そうした中、やはりこれは電力というのになりますと、各方面いろいろな部分でこの良しにつけ悪きにつけ、影響が出ると思っております。まずそうした中をこの電力の自由化というものはいかなるもとにこの電力がなされてきたかと。そしてその背景にある目的はまたどんなものであるか。これについてはそれぞれ書き物等には出ておりますが、当市の首長、市長としての所感を伺うところでございます。

電力の自由化、これはちょっと今、朗読させていただきますが、フリー百科事典のウィキペディアに乗っかっておった部分ですが、電力の自由化、または電力市場の自由化とは、従来自然独占とされてきた電気事業において市場参入規制を緩和し、市場競争を導入することである、ということがうたわれております。まさに一言で言うならば市場参入規制を緩和して、市場の競争原理を導入することだというふうに自分なりに解釈しておるわけでございます。

そして、これらが具体的にではどういったことが言われているかということになりますと、これはもちろんメディア等で十分伝えられてきております。誰でも電力供給事業者になることができる。これは「発電の自由化」というような表現がされております。どの供給事業者からでも電力を買えるようにすることができる。これは「小売の自由化」だそうです。誰でもどこへでも既設の送配電網を使って電気を送配電できるようにする。「送配電の自由化」ということで、ただこの送配電についてはこれは当然のことながら利用料等が出てくるということになっております。そして、既存の電力会社の発電部門と送電部分を切り離すことで競争的環境を整える。これが「発電電分離」というふうに言われております。

そうしたことで、これらが実際に具体的にスタートしました中に、この目的、電力自由化の目的をもって、当市がこの先にどういった形でこれに取り向かっていくかということ、この後の（２）公共施設の電気料金はいかに、ということで、どういった形になってこれらが進んでいくのか。

今こうしている中にも、この電気そのものもやはりこれは公共の電気を私たちは使っているわけですが、公共施設、まさに多岐にわたっております。多種多岐にわたっております。本庁舎があれば分庁舎もあります。そして教育施設も、これは今ほども話が出ました保育園、幼稚園、そして小・中学校の施設、また文化スポーツ公社、これも広く使われております。夜のナイター照明を備えたテニスコートから、また野球場そういったところも出てきております。数えれば簡単には指が折れないほど、市民会館、文化スポーツは市民会館、それからこれも何回か出てきます図書館、そして美術館、これらへのこの電気、電力自由化は何をもたらすか。その辺についても市長のお考えを伺うところでございます。

その次、３番目として一般家庭の電気料金は安くなるのかということも伺います。やはり、この100%自由化になった中で、国民、市民のやはり住民の期待するところは、この家庭電気がどのくらい安くなるのかということが大きな期待でもあり、また不安でもあります。

そんなことでこの家庭電気は、今100%という時代を迎えたわけですが、これについても若干私はちょっと調べてみましたら、電気事業法改正に伴っての自由化へのこの変遷、移り変わりということで、日本がこの電気事業の電力の自由化に向かったスタートは、1995年、このときにスタートしております。大体世界的に1980年代、1990年代に世界各国でこの電力自由化というのがスタートを切っております。そうした中、先進国、ドイツ、フランス、それから北欧ノルウェー、それからアメリカというような、ほとんどこれ日本も合わせてこの電力自由化についての足並みは同じようになっております。ただ、そのときに自由化のやり方によって、家庭電気が全てが安くなるかと言いますと、反対にドイツ、フランス、アメリカあたりではそのときの化石燃料、そういったものによる市場影響によって、家庭電気が日本より高くなっている。そういったところも生じておるわけですが、この一般家庭の家庭電気料は実際のところどういうふうになるのかというところが、大きな課題だというふうに思っております。

そして、４番目になりますが、当市内の融雪電気料への影響はいかにということで質問しております。もちろんのことながら当市、これは新潟県は全域が豪雪地帯に指定されております。

その中には今度は特豪地帯、特別豪雪地帯ということで、これは県内14市、3町1村ですが、18市町村が特豪地帯に指定されておるわけですが、特にそうしたときにこの冬期間の除雪体制——もちろん機械除雪もあるわけですが、今現在、この除雪に携わる人たちの高齢化、そしてこの高齢化に伴いまた人員の減少、そういったのが出てきておるわけですが、これらに対してこの電力の自由化が何をもたらすかと。今、考えられることは、この4月1日から融雪電気料、これは3月31日までと違って1家庭で今までは单相を2本引かれておった。1つが家庭用電灯電力、もう1つが消雪用の、これはヒーティングであっても屋根融雪であっても、そしてまたは井戸融雪、井戸消雪、これらにも当然使ってきたわけです。それが大きく変わってこの一言で言う第2融雪、これがこの4月1日からはなくなったという、そういう話を私が伺っております。

これはなくなったのですけれども、他の方法をとらなくてはならない。今まで1家庭で家庭用電灯1回線、それから消雪用、これはヒーティングを含めてですけれども、2つの電気を引くことができた。しかしながら、これは1つの系列しかできない。そして第2融雪なものですから当然のことながら使う期間だけの基本料金、ただし3か月以上ですね。3か月以上ですけれども、使用する期間だけの電気料使用料金を払えばよかったです、3か月以上。それ以外は電気料金はストップするとかかってこないという、そういったこの第2融雪、極めてこの特豪地帯における本当にいい融雪制度だ、電気料だなというふうに思うわけです。

けれども、これも先ほど申しあげました公共の第2融雪、そうしたときに公共の第2融雪に対する電気料金がどういった形であらわれてくるか。また、あわせて一般家庭の電気料金がどういうふうになるか。そしてこれらは新たな設備については今までの既得権、生活権で今まで持っている井戸がそのままになる。しかし、同じ隣りあわせでも既得権のある人と新たに取る人では雲泥の差が出てくる。電気料金も今度は12か月、1年中取られてしまう——言葉のちよっと発言が適格ではありませんが、払わなくてはならない。

そういったのがこの今ほど当市内の融雪電気料金ということで大きな問題が懸念されるわけですが、それらについて市長の見解を伺いまして、またそうした中、どういった市としての対応、対策ができるかをあわせて伺うところでございます。壇上からの質問は以上でございます。

○議 長 若井達男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 若井議員の質問にお答え申し上げます。

電力自由化は当市に何をもたらすか

まず、電力自由化の問題の中で、目的はいかにということであります。我々が考えておりますことは、電力の自由化ということにつきましては、一般的に料金の値下げということに大きな関心が集まっているわけでありまして、価格競争という部分はそれはそれとして、そういう視点だけでなく、やはり原子力発電のことも事故もあったというような中で、新たな技術の開発、あるいは他産業のサービスとの連携、こういう新しい市場の開拓ということがこれから強く求められるというか、そういう形になっていくのだろうと思っております。

今ほどちょっと触れました東日本大震災と、このときによります原子力発電所事故の影響で、電気料金の値上げ、需給バランスが大幅に崩れたということによる需給調整があったのはご存じのとおりであります。これを機会に多様な電力の資源活用の必要性ということから、太陽光、風力、水力、地熱から始まっているいろいろの場面の再生可能エネルギーの取り組みが高まってここまでの状況になったということでもあります。国のほうではこの低廉で安定的な電力供給を行うために、「電力システムに関する改革方針」というのを平成 25 年 4 月に閣議決定をして、電力自由化を含むこの改革で電力の安定供給、電気料金の抑制、電気利用の選択肢や企業の事業機会の拡大ということを決めたところでもあります。

それで、この平成 28 年 4 月 1 日から電気小売業への参入が全面自由化されて、一般家庭を含む全ての需要家で自由に電力事業者を選択できるようになった。こういう流れでありまして、ただ単に価格競争だけをおおるという部分ではなくて、冒頭触れましたように、こういうことをやるのであれば、やはり新しい技術、ここの開発、それから電気事業だけでなく何かと組み合わせる中で、それが料金の抑制や価格の低下につながっていくような新しい事業、こういうことがどんどん生まれてくるのが一番求められるのだらうと思っております。

ただ、ロジテックの問題もありまして、これはやはり私はまだちょっと不安はあります。太陽光が特に今そうでありますけれども、これはパネルは例えば取りかえるときに、本当にそれが簡単にできるのかという気がものすごくしております。そう確か耐用年数の長いものではないわけですね、5 年とか 10 年とかといっていると思うのですけれども。メガソーラーがどんどん今できておりますけれども、これはちょっと。水力は相当安定していると思うのですけれども、技術的なことはよくわかりませんので、ちょっとやはり心配があるなと思っております。我々がそこまで心配してもどうしようもありませんので、この電力の自由化ということについては、ごく、もろ手を挙げて賛成ということではありませんけれども、悪いことではないだらうという、私は思いであります。

公共施設の電気料金ですけれども、この電力自由化によりまして、全ての施設で電気事業者を自由に選択できるということでもあります。現在、東北電力と市施設の契約は、電灯契約から高压契約までいろいろあります。その中でも大口となりますのが、庁舎、学校等の高压契約であります。切りかえメリットが大きいと考えておりましたので、ロジテックに切りかえたらこういう結末であったということでありまして、これから、今後入札によります電気事業者の選定を行わなければならないということでもあります。

このロジテックの倒産が急に発生しまして、その契約切りかえ手続に対応が追われたということもあり、平成 28 年度はもう東北電力さんと契約をしなければとても間に合わないということで契約させていただいております。平成 29 年度に向けて事業者選定について慎重に対応しながらやっていかなければならないと思っております。なお、この日本ロジテックとの契約の中では、市の高压施設 43 か所で年間 320 万円、率にして 1.8%の削減効果があったということは事実であります。

一般家庭の電気料金は安くなるのかということではありますが、これは、新電力のいっぱい出

てきましたけれども、新規顧客の獲得のために電気料金だけでなく、電話契約その他の各種サービスとの組み合わせでこういうことも合わせて行っておりまして、料金引き下げのプランを提示している会社がやはり複数見受けられます。それぞれの生活スタイルに合わせた料金メニューやサービスを選択して、料金の抑制効果、あるいは省エネ効果も図っていかなければならないということでもありますので気をつけていただきたい。

料金が安くなる、ポイントの還元がある、こういうことで勧誘された際はどのような条件で安くなるか、電力以外の商品やサービスとのセットになっていないか、契約期間が長期で解約時に違約金が発生しないか、こういうことをよく確認した上で契約をしていただきたいと思っております。

契約の切りかえに当たりましては、消費者庁からも一般消費者向け注意喚起情報が出ておりますけれども、市民の皆さん方は不審な勧誘等がございましたら、市の消費生活センターへご相談をしていただきたい。変なことで契約してしまったら大変なことになったということにならないように、十分気をつけてやっていただきたいと思っております。

4番目の融雪の第2融雪ですが、これにつきましては電力各社、この電力自由化に当たりまして提案している契約プランがありますが、一般家庭や商店向けの従量電灯・低圧電灯契約プラン、あるいは事業所や工場、学校向けの高圧契約プランは示されておりますが、今のところ融雪用電力の契約プランは、新しい電力では示されておられません。当面、東北電力の融雪用電力の契約を利用することと今、しております。

自由化のスタートにおきまして新電力各社の販売戦略の方法を見ますと、まず導入、そして浸透、定着、この3段階のうちで現在は需要者からの導入を図っている段階であります。今の段階では、各社は融雪用電力の契約プランまで拡充していませんので、ある程度新電力が浸透してから融雪用の契約プランが提案されるのではないかというふうに受け止めておりますが、これはわかりません。

これから新電力各社がどういうさらに格安な融雪用電力料金を設定するかどうかというのは不明ですので、ロジテックの二の舞にならないように、新電力会社の将来性を見極めながらこれから出てきます新しい契約プランの提案をきちんと精査、注視して経費節減が図れるのであればこの面でも図っていききたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 電力自由化は当市に何をもちたらずか

二、三点質問いたします。今、市長のほうから当市についてのこの電力契約状況等の答弁をいただきました。そうした中、確か今は日本においてはもうこの1950年ですか、昭和25年の電気事業再編から、常にそれぞれの地域を主体とした北海道から沖縄までの旧電力会社の10社ということになっておるわけですか。実際のところ多分この4月1日くらいで私たちはこの中部地域に入りますと、その中で35社くらいが今この小売電力会社、そういったことで電力のサービス、電気だけにかかわらずガス、そういったところで手挙げをしておりますが、東北電力そ

れと今までの契約しておいたロジテック、それ以外のものから当市のほうにアプローチとかそういうものは来ておりますか。その点はいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 電力自由化は当市に何をもちたらずか

その点につきましては担当課のほうでお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 電力自由化は当市に何をもちたらずか

具体的に新電力会社のほうからのセールス等は特にまだない状況です。県内におきましては新電力として大きなところが四、五社入っているというふうに聞いております。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 電力自由化は当市に何をもちたらずか

私も実際のところちょっと電波を張ってみたのですけれども、そういった新たな今の、南魚沼市においてのそういったアプローチ等の話はまあ聞いていないわけですが。そうした中、この東北電力と市との、先ほど市長答弁にありましたそれぞれの施設について、高压電力から始まってどういった形がベターかという答弁もあったというふうに理解しております。新電力会社が先ほどもありましたように、一般家庭についてもかなりのそれなりのひとつ注意喚起の上で契約という答弁もいただいておりますが、まさにその新電力で今手挙げをしている会社の姿が見えないけれども、声だけは出てくる。電話1本でもすぐにアプローチしてきているということなものですので、これらはひとつ行政側としても市民への、いち早い徹底が必要だと思っておりますが、その点についてはいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 電力自由化は当市に何をもちたらずか

先ほど触れましたように、これはちょっと徹底しないと、オレオレ詐欺と同じようになってしまう部分が出てくる可能性がありますので、まずはこの消費生活センターのほうにきちんと相談をしてくれということ、もう市報か何かで言うてあるか……（「まだです」と叫ぶ者あり）まだ市報ではやっていないそうでもありますので、これからそういうことも注意喚起をしていかなければならないと思っております。

なお、大手新聞等に載っております記事を見ますと、何せまだ一般のところへの浸透が進んでいないと。切りかえなどまあ10%とか1.5とか、そんなものだそうでありまして、やはり大口を今は確か狙って、さっきちょっと触れましたまず導入という部分、それからまあある程度の顧客を獲得した上で、今度は浸透していくということを狙っているのだらうと思っておりますが、まあまあその中で変な悪徳業者につかまらないように、気をつけていかなければならないと思っております。注意喚起はきちんとやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 電力自由化は当市に何をもちたらずか

公共施設の電気料金の取り扱いというよりこの参入ですが、これは驚いたことに四国の愛媛

県ですか、松山市。これは私ども去年ですかおとし、会派で視察には行ったのですが、直接松山市の中の視察ではなかったのです。坊ちゃんにしようが、道後温泉にしようが、そういったことではなかったのですが、そこに行ったら松山市は中学校が29校だそうです。そして、その中学校の電力を、四国電力を使わないと。他の電力会社と使って、これが6.2%、四国電力の掲示された電気料金より安くなって金額的に年間500万円軽減されているという、そういった現実の事例があったりしております。

当市の7中学校、それから支援学校を入れて20小学校、あとは保育園、幼稚園と形があるわけですが、これらの再編という形で新規の事業者が名乗りを上げているわけですので、この辺はまた——ただ、注意は十分な注意が必要ですがけれども、十分に厳しい節電を庁舎の中でやっております。昼時、ご飯を食べるときに電気を消して職員の皆さんが食べておる。せっかくのごちそうが、手元が暗くてあまりよく見えないというような箇所もあるように思っています。私は明るいところで食べるのが好きなものですから。そこまで節電をしてやっておるわけですので、大上段に構えたときには、こういうことの取り組みによってかなりの財政的な効果、また明るい選挙ではありませんが、明るい電気のもとで昼食ということも可能だと思います。市長、この点について今ほどの他の府県で、そういった実際のところ6%からの軽減が出てきておるのです。こういったところについて所見がありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 電力自由化は当市に何をもたらすか

6%で500万円というお話を今、伺いました。私どもはさっき触れましたように、1.8%で320万円、これは市内で高圧施設の43か所ですね。43の中へどこまで何が入っていたというのはちょっと私はわかりませんが、まあまあ1.8%で320万円ですから、これのロジックの部分が順調にいったら、この効果は当然見込めたわけであります。また、こういう新電力という部分が出ていますと、ロジックそのものももう少し下げたのかもわからない。

その辺は重要なことでありまして、まさに税金を預かって運営をしている市でありますので、危険性はあまりあっては困るのですけれども、極力そういうことで経費の節減、これに努めていかなければなりませんので、もしこれが10%も下がって1,000万円くらい出たとしても、昼休みの電気をつけて弁当を食うようなことはしないでいかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 電力自由化は当市に何をもたらすか

では次の質問に移らせていただきます。一般家庭の電気料金は安くなるか。これはなかなか聞くは簡単ですがけれども、実際問題、電気会社の取り組み、また我々個々の家庭の取り組み、一般家庭だけでなく商店街としてもやはりこれはどういった取り組みが出たかということについては、十分注意した中でこの契約のほうには向かっていかななくてはならないというふうに思うところでございます。

それで、融雪電気料金ですが、実際のところ年間のランニングコストの比較表というののも

う出ているのです。これはかなりシビアな数字で表しておるのです。先ほど申し上げましたように第2融雪は3か月、もしくは4か月、そのときの基本料金、使用料金。それが今度年間をそれがなくなって、新規の場合、第2融雪のそれがなくなったときに、12か月の基本料金、それから使用料金、そういったものが出てきておまして、使用料金を計算しなくても屋根が約80平米、三八、二十四、24坪。それから、ただ全ての屋根部分を融雪するかしないかによって、3分の1融雪、2分の1、50%融雪等があるわけです。一言で言いますと、屋根が80平米で融雪面積が約3分の1の30平米、そのときに現在までの、去年の12月15日からことしの3月15日までで使用料金と基本料金で23万9,000円という数字が出ておるのです。それが同じことであつた、同じ条件であつた場合、この4月以降になりますと42万6,000円という金額になるそうです。

そういった年間ランニングコスト比較表というのは、これはもうつくっているところがあるのです。同じランニングの比較表ですが、ちょっと今ほどのは約10キロワット契約で50アンペア、これが20キロワット契約で100アンペアになりますと、今現在が46万7,000円が実際のところ82万7,000円ということで、77%アップ。そういったところがいち早く、まあ私たちはこれから新たなる冬季シーズンを、この12月、11月から迎えるわけですが、そういったところで、今は雪が消えてこの新規、旧の使い分けがないわけですけれども、これから新たに先ほど冒頭申し上げましたこの豪雪地帯における除雪体制、高齢化、それこそ手間、人足不足、そういったときには必ずやこういうものに頼らなくてはならない。そういったことにもうこの冬から、来冬からこれになるわけですので、ひとつこの辺も市民には何らかの形でこれらを周知しておかなければならないと思いますが、その点、1点についてお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 電力自由化は当市に何をもちたらずか

私にご質問の趣旨が市の管理しております消雪パイプのポンプの電気料、いわゆる第2融雪ですね、そのことだというふうに思ひまして、今ほどそういう答弁申し上げたところであります。このことについてはプランが提示されていない。第2融雪という部分についてのことであります。ですので、東北電力はそれをやめるとも言っていないから、このままそれを継続させていただきたいということを申し上げたところであります。今、議員がおっしゃったのは、一般家庭も含めたそういう部分でありますので、それはまたちょっと担当のほうで勉強させていただいて、さあ、それをどういうふうに市民の皆さんに周知していくかというのは、ちょっとわかりませんので、まずは議員からもその資料をいただきながら、どういうプランが出て、どうなっているのかということをも改めてちょっと勉強させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 電力自由化は当市に何をもちたらずか

いや市長、全くおっしゃるとおりですみませんでした。両方を、公・民を合わせて話をさせていただきました。それについてはおわびいたしますが、ただ、市におけるこの第2融雪につ

いても、民間第2融雪でも、ここに東北電力の方がいるかどうかは別ですけれども、赤字部門ですね、これは。やりたくないのです。

早いところ、この電力100%自由化に合わせて切りたいと。しかし既存のものはこの前の市長の答弁のように、井戸については既得権もあれば生活権もある。簡単にはできないということがある。ですけれども、赤字部門は企業とするとどの部分であっても取り除いていきたい、切りたいという、そういったことがあるものですから、やはりこれは本当にこの豪雪地帯、特豪地帯の私たちは何とかこれを電力さんのほうからも継続していただきたい。それによって場合によっては県、国のほうからもやはり何らかのそういった支援をいただかなくてはならない。

そして、北海道はこの新電力体制に対して、第2融雪に対して、1年間の猶予を置いてあるのです。こういうふうになりましたけれども、これは来年、言うならば来々季の冬からになりますよということで、北海道はその辺も進めているのです。

ひとつそういったことでありますので、この豪雪地帯の私たちは雪とともに生きる、雪は文化だ、克雪都市だということに向かって、今までもやってきておりました。また、これからもより一層こういう形で進んでいかななくてはならない。それがやはり中心地のまた役割でもあるというふうに思っております。ひとつよろしく願いいたします。終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議はあす6月16日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後2時55分〕